

日本政策金融公庫
中小企業事業のご案内
2019



日本政策金融公庫

Contents

2	ごあいさつ
3	日本政策金融公庫の概要
4	中小企業事業の概要
7	中小企業事業の役割と特色
7	民業補完機能の発揮
8	政策性の高い特別貸付の推進等
9	信用補完機能の発揮
11	政策性の発揮
11	災害復興支援
12	セーフティネット機能の発揮
13	新たな事業への取組み支援
14	海外展開企業への支援
17	事業再生に向けた取組み支援
19	事業承継への取組み支援
20	不動産担保や保証人に依存しない融資
21	証券化支援
22	経営課題の解決支援
22	情報提供・外部ネットワークの活用
25	民間金融機関との連携
28	企業成長における中小企業事業の貢献
31	業務のご案内
31	融資業務
37	信用保険業務
39	証券化支援業務
40	実績資料
40	融資業務の状況
41	信用保険業務の状況(中小企業信用保険)
41	証券化支援業務の状況(買取型及び保証型)
42	店舗地図

(注)本誌の計数について

1. 単位未満の計数

先数及び金額の単位未満は切り捨てています。

また、比率(%)は原則として表示前桁を四捨五入しています。したがって、合計欄の計数は、内訳を集計した計数と一致しないものがあります。

2. 表示方法

単位に満たない場合は「0」と、該当数字のない場合は「―」と表示しています。

日本政策金融公庫中小企業事業本部は、融資業務と信用保険業務の両輪により、中小企業・小規模事業者の皆さまの自然災害や経済環境の変化等によるセーフティネット資金需要に機動的に対応しつつ、我が国の成長戦略を推進するため、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展に資する政策金融支援を実施してまいりました。

融資業務におきましては、引き続き東日本大震災や平成28年熊本地震による被災地域の復興支援に取り組みつつ、平成30年7月豪雨など各地で発生した地震や豪雨による被災事業者へのきめ細かい支援に努めたほか、セーフティネット・企業再生融資により、厳しい経営環境にある中小企業の皆さまの資金繰り支援や事業再生に取り組みました。

事業再生に取り組む中小企業の皆さまに対しては、「資本性ローン」、「DDS(貸付金の劣後化)」や「DES(貸付金の株式化)」等の手法を活用し、中小企業再生支援協議会や民間金融機関と連携した支援を行ったほか、平成30年度から取扱いを開始したシンジケートローン特例により、再生支援に取り組みました。

さらに、中小企業の皆さまの新たな分野へのチャレンジに対する支援を充実するため、ベンチャーキャピタルのほか、民間金融機関や研究開発機関等と連携した支援を推進しています。

また、中小企業の皆さまの海外展開につきましては、「海外展開・事業再編資金」や「スタンドバイ・クレジット制度(信用状発行業務)」を活用した資金支援とともに、海外駐在員事務所による現地での経営支援に努めました。特に、現地金融機関からの資金調達を可能とするスタンドバイ・クレジット制度につきましては、中国に支店を持つ名古屋銀行・横浜銀行と新たに業務提携するなど、連携先を15行に拡大したほか、同制度における国内の地域金融機関との連携スキームにつぎまして61機関と連携しています。

昨今の中小企業施策において最重要課題となっている事業承継支援につきましては、資金支援に加えて、公庫版事業承継診断の推進、事業承継税制等に関する情報の提供、M&Aニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援、事業承継支援機関との連携など、中小企業者の円滑な事業承継に向けた支援を実施しました。

以上の取組みに当たっては、「民業補完」という公庫の基本理念に立ち、民間金融機関との間で「顔の見える関係」を構築しながら、協調融資を積極的に推進してきました。

こうした取組みの結果、平成30年度の中小企業向け融資業務の貸付実績は、1.2兆円となりました。

信用保険業務におきましては、被災事業者への支援に努めたほか、「セーフティネット保証」や「借換保証」等に係る保険引受により、厳しい経営環境にある中小企業・小規模事業者



の皆さまの資金繰り支援に取り組みました。

また、産業競争力強化法その他の法律により定められた信用保険の特例制度を通じ、創業支援、再生支援、事業承継支援などに努めたほか、NPO法人に係る保険引受を行いました。

さらに、全国51の信用保証協会と意見・情報の交換を積極的に行い、中小企業・小規模事業者のニーズの把握に努めるとともに、信用保証協会に対して創業支援や再生支援の強化を働きかけました。

こうした取組みの結果、平成30年度の信用保証の保険引受額は7.7兆円、全体の引受残高は約21.2兆円となっております。

今後も、公庫において継承されてきたDNA(①財務書類の精査、②お客さまとの対話、③現場に足を運ぶこと)を職員一人ひとりが意識し、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまが抱える課題に真剣に向き合い、公庫における他の事業本部の事業(国民生活事業及び農林水産事業)との連携による「総合力」を発揮しながら、引き続き資金と情報提供の両面で、全力で支援を行ってまいります。

日本における中小企業・小規模事業者は357万社で、全企業数の99.7%、全従業員の約70%を占めており、我が国経済の発展基盤であるとともに活力の源泉であります。日本経済の更なる発展のためには、地域に雇用と付加価値を生む中小企業・小規模事業者が元気になることが不可欠です。今後とも、国の中小企業政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、政策金融機関としてしっかりその機能を発揮し、「日本公庫があって良かった」と一人でも多くの方に言って頂けるよう、「頼れる公庫」を目指して役職員一同邁進してまいります。

株式会社日本政策金融公庫
中小企業事業本部長 吉野 恭司

日本政策金融公庫の概要

日本政策金融公庫は、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫を前身とする政策金融機関です。

日本政策金融公庫のプロフィール(平成31年3月31日現在)

- 名称：株式会社日本政策金融公庫(略称：「日本公庫」)
- 設立年月日：平成20年10月1日
- 根拠法：株式会社日本政策金融公庫法
- 本店：東京都千代田区大手町1-9-4
大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
- 総裁：田中 一穂
- 資本金等：資本金 4兆1,958億円
資本準備金 1兆9,883億円
- 支店等：国内 152支店
海外駐在員事務所 2カ所
- 職員数：7,364人(令和元年度予算定員)
- 総融資残高 17兆4,611億円
 - 国民生活事業 7兆1,513億円
 - 農林水産事業 3兆1,229億円
 - 中小企業事業 5兆3,269億円(融資業務)
 - 危機対応円滑化業務 1兆8,153億円
 - 特定事業等促進円滑化業務 447億円

基本理念

● 政策金融の的確な実施

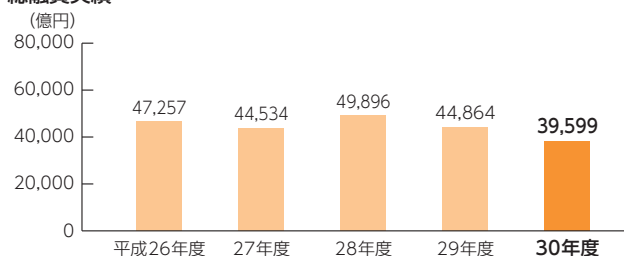
国の政策の下、民間金融機関の補完を旨としつつ、社会のニーズに対応して、種々の手法により、政策金融を機動的に実施する。

● ガバナンスの重視

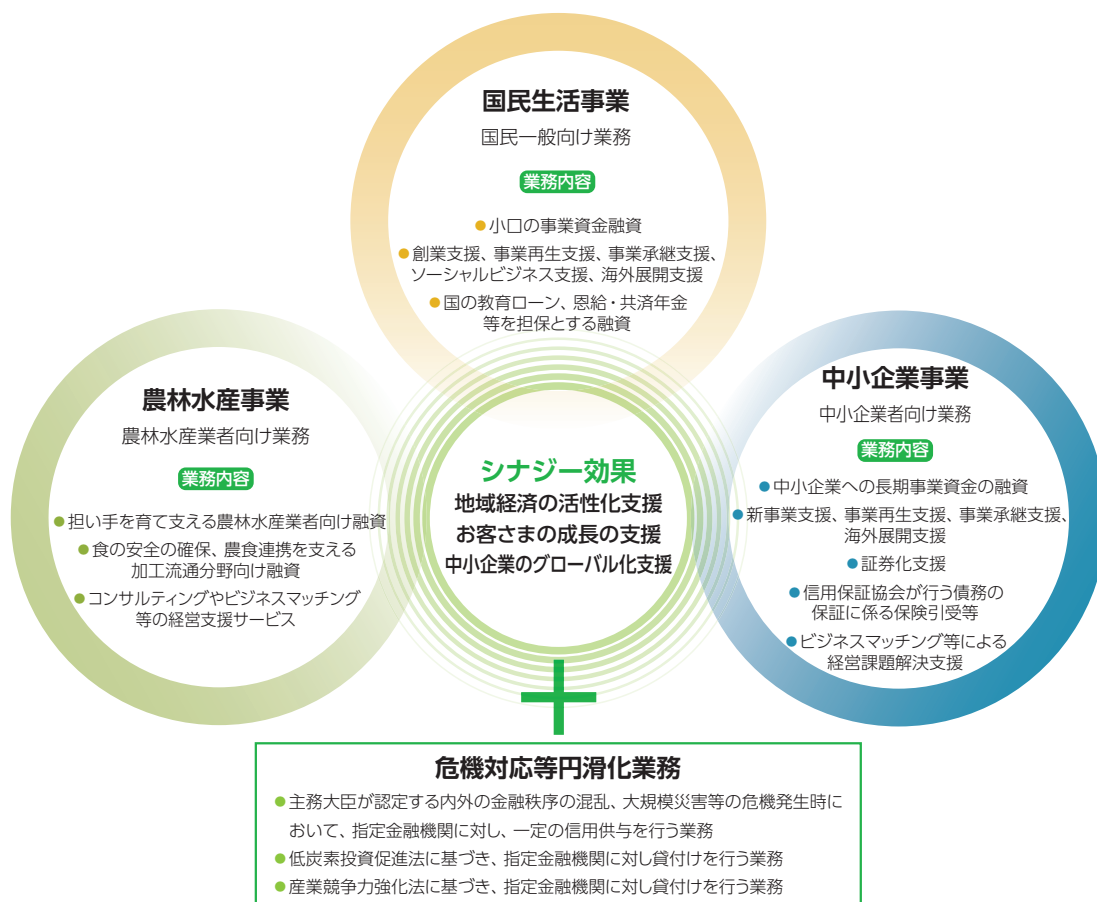
高度なガバナンスを求め、透明性の高い効率的な事業運営に努めるとともに、国民に対する説明責任を果たす。

さらに、継続的な自己改革に取り組む自律的な組織を目指す。

総融資実績



日本政策金融公庫の主な業務



中小企業事業の概要

日本公庫中小企業事業は、昭和28年8月に設立された中小企業金融公庫の業務を引き継いでいます。

当事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の皆さまの成長・発展を金融面や情報提供面から民間金融機関と協調しつつ支援しています。

事業内容

融資業務

中小企業者の皆さまの事業の振興に必要な資金であって、長期固定金利の事業資金を安定的に供給しています。

- 中小企業者に対する貸付
- 中小企業者が発行する社債(新株予約権付)の取得
- 中小企業投資育成株式会社に対する貸付
- 中小企業者に対する貸付債権・社債の証券化(証券化・自己型)
- 設備貸与機関に対する貸付債権の管理・回収^(注)

(注) 設備貸与機関に対する貸付は、平成27年3月30日をもって終了しており、現在は設備貸与機関に対して行った貸付債権の管理及び回収の業務を行っています。

証券化支援業務

中小企業者の皆さまへの無担保資金の供給の円滑化を図るため、民間金融機関等による証券化手法を活用した取組みを支援しています。

平成30年度事業実績

▶ 融資業務

貸付額	1兆2,331億円
直接貸付	1兆2,331億円
代理貸付	0億円
投育貸付	0億円
貸付残高	5兆3,269億円
直接貸付	5兆3,215億円
代理貸付	49億円
設備貸与・投育貸付	4億円

▶ 証券化支援業務

資金供給支援額	
買取型	345億円
資金供給支援残高	
買取型	672億円
資産担保証券等保有残高	
買取型	181億円
資産担保証券等保証債務残高	
買取型	103億円
貸付債権保証債務残高	
保証型	0億円

信用保険業務

中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金の調達を支援するため、信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などに係る債務の保証についての保険の引受けなどを行っています。

- 信用保証協会が行う中小企業・小規模事業者の借入などに係る債務の保証についての保険
- 信用保証協会に対する貸付
- 破綻金融機関等関連特別保険等業務
- 機械保険経過業務^(注)

(注) 機械類信用保険は、平成15年度から新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払、回収金の収納等の業務(機械保険経過業務)を行っています。

平成30年度事業実績

▶ 信用保険業務

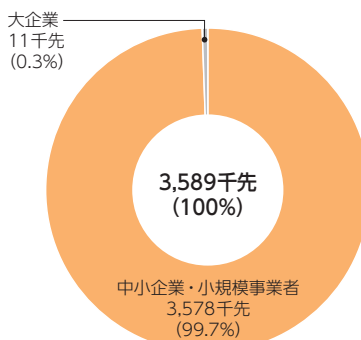
保険引受額・貸付額	
中小企業信用保険	7兆7,072億円
信用保証協会に対する貸付、破綻金融機関等関連特別保険等の実績はない	
保険引受残高・貸付残高	
中小企業信用保険	21兆2,640億円
破綻金融機関等関連特別保険等	0億円
機械類信用保険に対する引受の残高はない	
信用保証協会に対する貸付の残高はない	

● わが国における中小企業・小規模事業者の地位

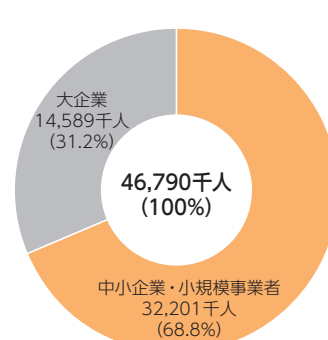
わが国では、全企業の99%を中小企業・小規模事業者が占め、全従業員の約70%が中小企業・小規模事業者に勤務するなど、中小企業・小規模事業者はわが国経済の活力の源泉であり、地域経済を支える大きな存在です。

また、新たな産業や商品・サービスの創出など、わが国経済活性化の原動力として、中小企業・小規模事業者の皆さまには大きな期待が寄せられています。

企業数割合



従業員数割合



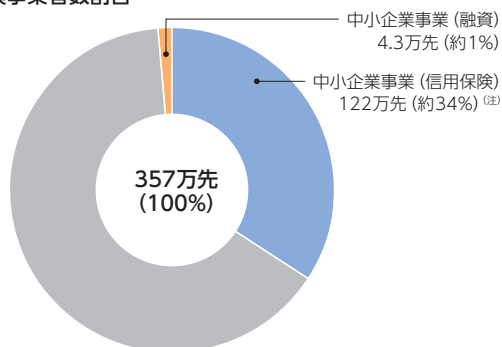
(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」を中小企業庁が再編加工したものです。

中小企業事業の支援先

わが国では、中小企業・小規模事業者は全企業の99%を占め、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支えています。また、一口に中小企業・小規模事業者と言っても、多くの従業員を雇用し地域の経済を支えている企業、創業百年を超えるような老舗企業、家族で経営する個人商店など、その規模・態様はさまざまです。

中小企業事業では、これら多様な中小企業・小規模事業者の皆さまに対して、融資、信用保険、証券化支援といった金融手法を活用しながら、それぞれの企業に見合った形での幅広い支援を行っています。

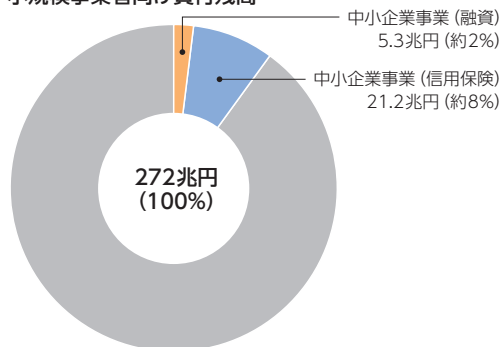
中小企業・小規模事業者数割合



(注) 信用保証制度の利用企業数

(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス活動調査」を中小企業庁が再編加工ほか

中小企業・小規模事業者向け貸付残高



(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」ほか

中小企業事業は、中小企業・小規模事業者のうち約126万先(約35%)の資金繰りの円滑化に貢献しており、また、中小企業・小規模事業者向け貸付残高のうち約10%を占めています。

● 中小企業事業の支援先の特徴

融資業務(直接貸付)

- 利用先数…………… 4.3万先
 - 平成30年度融資分の平均像
 - 1企業あたりの平均融資金額…………… 86百万円
 - 平均融資期間…………… 8年11ヵ月
 - 平均資本金…………… 40百万円
 - 平均従業員数…………… 73人
- 融資残高の約79%が従業員20人以上、約93%が資本金1,000万円以上の先
- 製造業を中心(平成30年度末融資残高の約47%)に幅広い業種をカバー

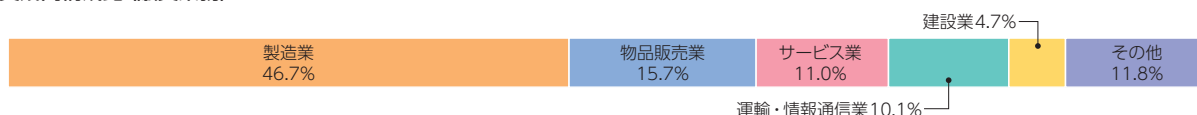
信用保険業務

- 利用先数…………… 122万先(注)
 - 平成30年度保険引受分の平均像
 - 1企業あたりの平均保険引受額…………… 17百万円
 - 平均保険期間…………… 4年10ヵ月
 - 平均従業員数…………… 7人
 - 保険引受残高の約76%が従業員20人以下、約71%が資本金1,000万円以下の先
 - 幅広い業種をカバー
- (注) 信用保証制度の利用先数

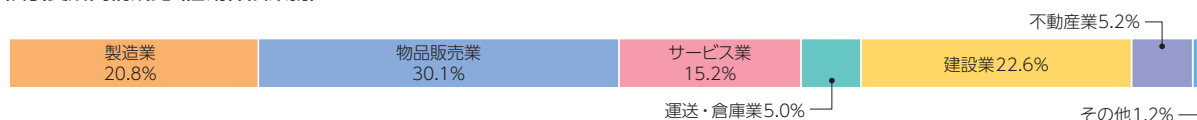
(注) 実績は、平成31年3月31日現在のものです。

中小企業事業のお取引先(直接貸付先)4.3万先の従業員は約261万人(平成31年3月31日現在)に上っており、雇用の維持にも貢献しています。

業種別融資残高構成比(融資業務)(平成30年度末)



業種別保険引受残高構成比(信用保険業務)(平成30年度末)



中小企業事業における政策金融の担う役割・支援する分野

わが国の政策金融は、新事業育成、事業再生、事業承継、海外展開など、リスクが高い分野に対して、国の重要な政策に基づいた金融支援を行っています。

中小企業事業は、これらの政策に基づき、中小企業専門の政策金融機関として民間金融機関を補完しながら、金融を通じて中小企業者の皆さまの成長・発展をサポートするとともに、セーフティネット機能も果たしています。



民業補完機能の発揮

長期資金の安定供給により民間金融を質と量で補完しています。

長期資金を専門に取り扱っています

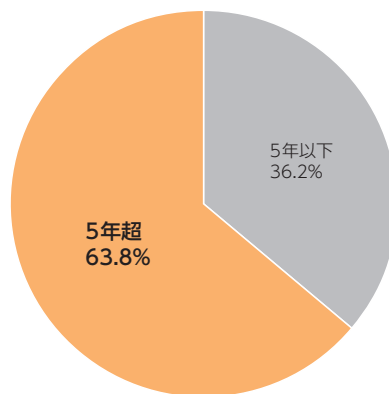
中小企業者が円滑に成長・発展していくには、適時的確な設備投資の実施と継続的な財務体質の強化が必要であり、このため長期資金の安定的な調達不可欠です。

しかし、一般的に中小企業者は大企業と比較して資本市場からの資金調達が困難であるなど、資金調達の手段が限られています。

中小企業事業では、長期資金を専門に取り扱っており、融資の過半が期間5年超の長期資金で、すべて償還計画が立てやすい固定金利となっています。

中小企業事業は、民間金融機関を補完し、わが国経済にとって重要な役割を担う中小企業者の皆さまの長期資金ニーズに応えています。

融資期間別貸出状況(金額構成比)(平成30年度)



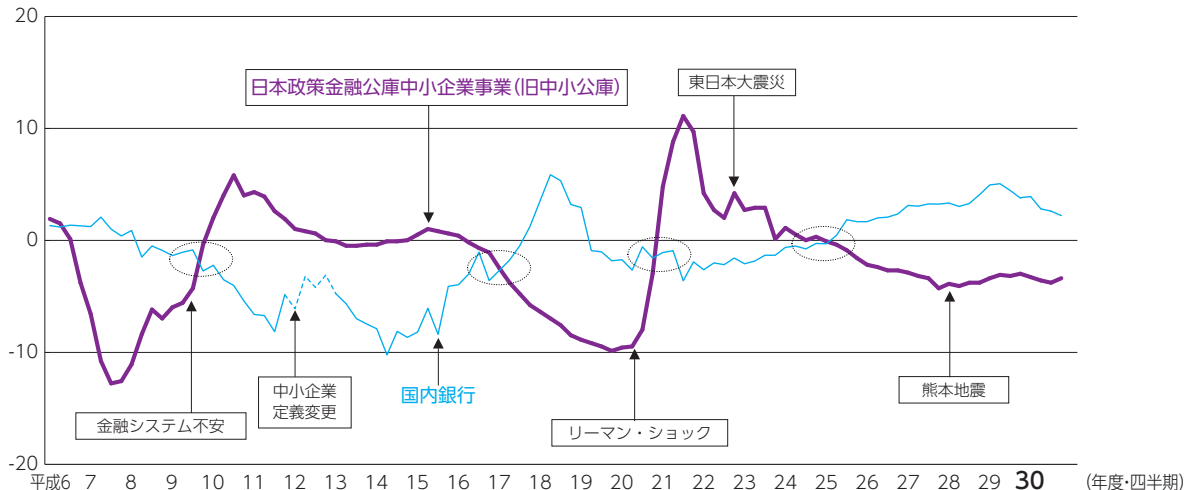
(注) すべて固定金利

事業資金を安定供給

中小企業事業の融資の伸びは、リーマン・ショック後の景気低迷期などには高く、逆に景気回復期には低下しています。中小企業事業は、民間金融機関を補完するという見地から、中小企業者の皆さまに事業資金を安定的に供給しています。

中小企業者向け貸出残高伸び率(対前年同期比)

(前年同期比:%)



(注) 1. 国内銀行は、中小企業者向けの事業資金貸出残高の銀行勘定です。

2. 平成12年4月に中小企業の定義が変更されたため、平成12年6月～平成13年3月の国内銀行の伸び率は、新基準と旧基準の比率等をもとに日本公庫において試算しています。

(資料) 日本銀行「貸出先別貸出金」

政策性の高い特別貸付の推進等

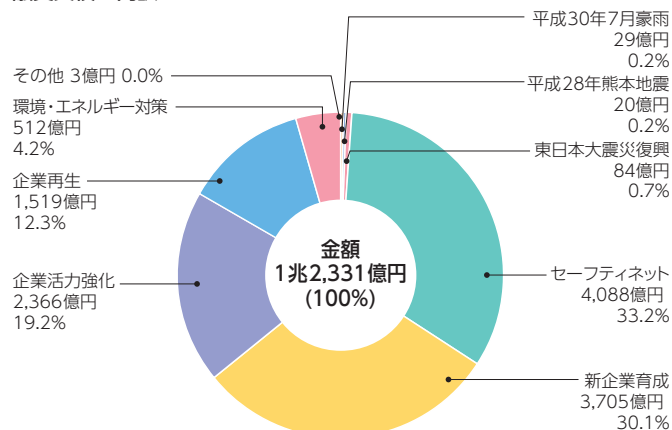
時代の要請に応じて政策性の高い特別貸付の推進に取り組んでいます。

政策性の高い特別貸付を推進

特別貸付は、新事業、事業再生、海外展開、セーフティネットなどの分野や、地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性の高い分野に対し、資金を供給して政策誘導を行うために設けられているものです。

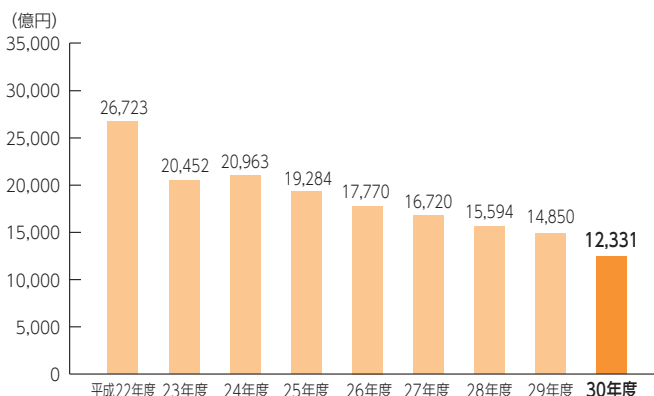
平成30年度においても、東日本大震災からの本格復興及び熊本地震や豪雨災害の被災地域の復興等に対し、セーフティネット機能を機動的に発揮し、経営環境の悪化により資金繰りに困難をきたしている中小企業者の皆さまを全力で支援しました。

融資実績の内訳（平成30年度）



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。また、各融資制度の実績は1億円未満を切り捨てて算出しています。

融資実績の推移



(注) 融資には、社債を含みます。総融資実績から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。

● 経済・社会の動きと中小企業事業が果たした役割

経済・社会の動き			中小企業事業の果たした役割 ～特別貸付の実績 ^(注) ～
昭和39 (1964) 年	オリンピック東京大会開催	1960 ～	輸出製造業向け貸付…………… 77億円 (昭和39年度)
昭和45 (1970) 年	万国博覧会、大阪で開幕	1970 ～	近代化促進貸付 …………… 355億円 (昭和45年度)
昭和60 (1985) 年 平成元 (1989) 年	プラザ合意～急激な円高が進行 消費税導入	1980 ～	国際経済調整対策等特別貸付 … 1,862億円 (昭和61年度) 消費税導入円滑化貸付 …………… 3,325億円 (平成元年度)
平成7 (1995) 年 平成9 (1997) 年	阪神・淡路大震災、大災害をもたらす 北海道拓殖銀行、山一証券 破綻	1990 ～	災害復旧貸付 …………… 1,071億円 (平成7年度) 金融環境変化対応特別貸付 …… 3,369億円 (平成10年度)
平成17 (2005) 年 平成18 (2006) 年 平成19 (2007) 年 平成20 (2008) 年	ペイオフ全面解禁 ゼロ金利政策の解除 米国のサブプライム問題発生 米リーマン・ブラザーズが経営破綻	2000 ～	IT活用促進資金…………… 1,593億円 (平成16年度) 地域活性化・雇用促進資金 …… 2,151億円 (平成17年度) 新事業活動促進資金 …………… 1,252億円 (平成19年度) セーフティネット貸付 …………… 9,258億円 (平成20年度) 28,186億円 (平成21年度)
平成23 (2011) 年	東日本大震災、大災害をもたらす	2010 ～	セーフティネット貸付 …………… 22,038億円 (平成22年度) 東日本大震災復興特別貸付 …… 12,155億円 (平成23年度)

(注) 貸付制度名は、取扱い終了時又は平成31年3月31日現在のものです。

返済条件緩和に柔軟に対応し、民間金融機関とともに金融円滑化への取組みを推進

中小企業事業では、政策金融機関として、資金繰りにお困りのお客さまのニーズに応じて、既存借入の返済条件の緩和に柔軟に対応しています。また、民間金融機関との連携を深めつつ、内部体制の整備やお客さまへの周知などを徹底し、金融円滑化への取組みを一層推進しています。

信用補完機能の発揮

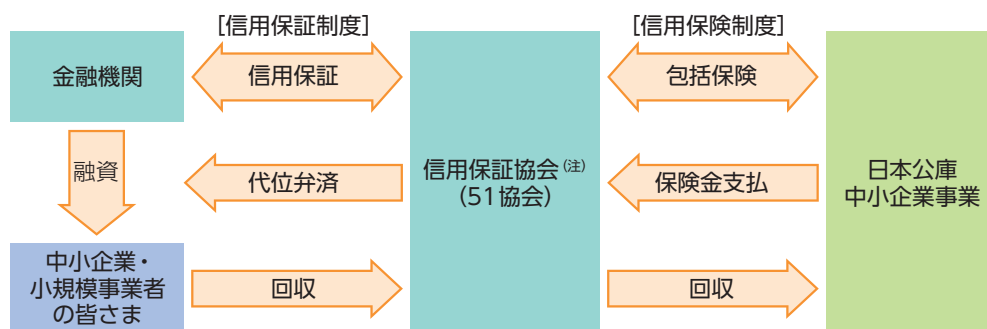
信用保証制度と一体となり、中小企業・小規模事業者の皆さまの事業資金の円滑な調達を支えています。

信用保険制度の役割

中小企業事業は、担保力や信用力の乏しい中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関からの借入又は社債の発行などにより事業資金の調達を行う際に、信用保証協会が行う債務の保証（信用保証）について保険を行っています。信用保険制度は、中小企業の振興を図ることを目的として、「中小企業信用保険法」（昭和25年法律第264号）などに基づき、中小企業・小規模事業者の皆さまの借入などの保証について保険を行う制度です。この信用保険制度と信用保証制度が一体となって機能することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまに対する事業資金の供給の円滑化が図られています。このような仕組みは「信用補完制度」と呼ばれており、国の中小企業金融政策の重要な一翼を担っています。

なお、信用補完制度につきましては、「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第56号）が平成30年4月から施行されています。中小企業事業は、新たな信用補完制度の下で、業務を着実に実行するとともに、制度の持続的な運営に向け、関係機関と連携した取組みを行っています。

信用補完制度概略図



(注) 信用保証協会
信用保証協会法に基づく特殊法人。全国に51協会あり、中小企業者の金融機関からの借入などによる債務について保証を行っており、中小企業者の債務不履行に対し代位弁済を行い、以後中小企業者から回収を行います。政府及び地方公共団体の監督を受けており、地方公共団体からの出捐金と金融機関からの負担金を受け入れています。

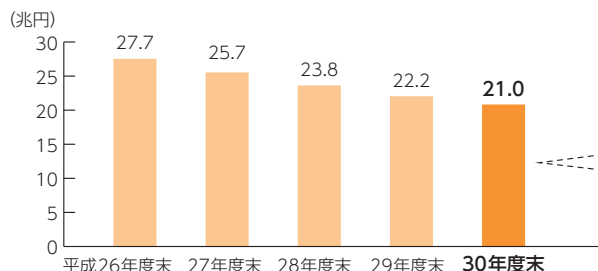
中小企業の34%が信用補完制度を利用

平成31年3月末現在、信用保証協会が保証している融資など（保証債務残高）は21兆円で、中小企業向け貸出しの8%が信用保証制度の利用によるものとなっています。

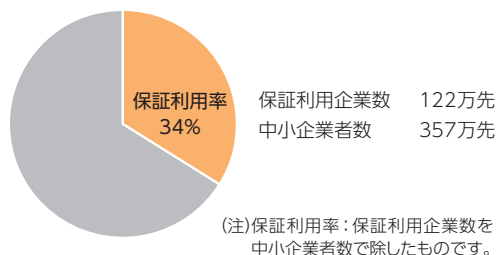
信用保証制度は122万先の中小企業・小規模事業者の皆さまに利用されており、中小企業の34%が信用保証制度を利用して資金調達を行っていることとなります。

信用保険制度は、このような保証について保険を行うことで中小企業・小規模事業者の皆さまの円滑な資金調達を支えることにより、経営の安定と事業の成長・発展に貢献しています。

全国51信用保証協会の保証債務残高の推移と保証利用率



平成30年度 保証利用率(注)



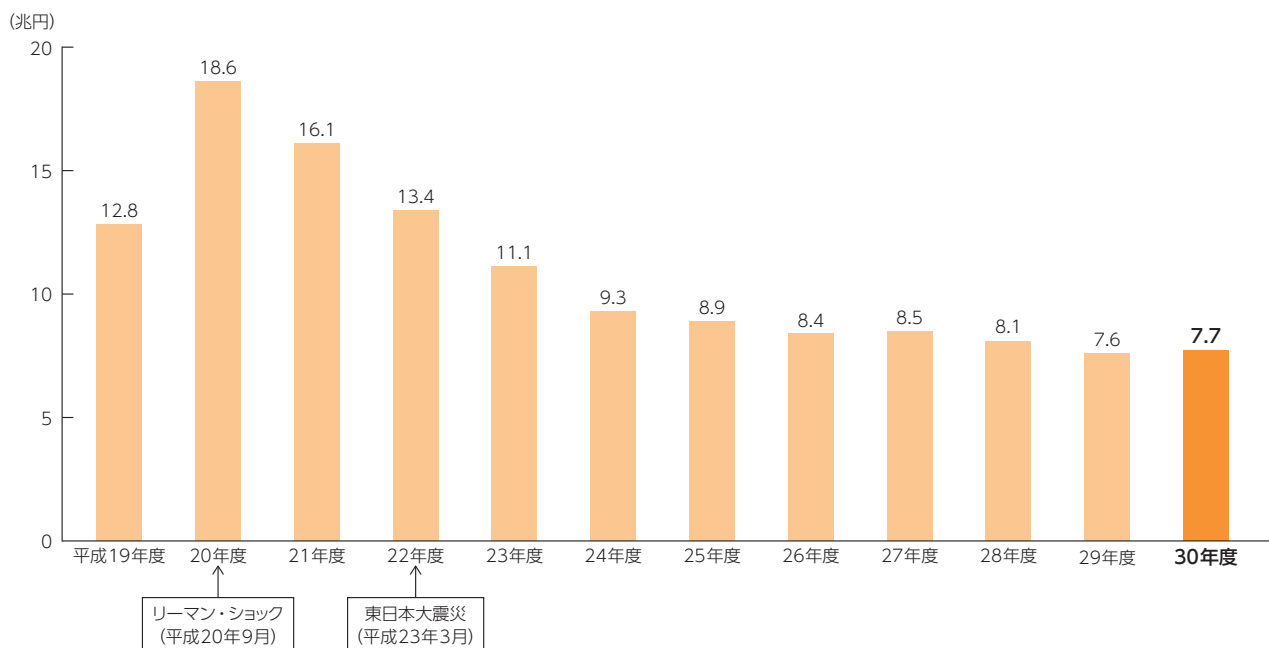
(資料) 総務省・経済産業省「平成28年経済センサス-活動調査」を中小企業庁が再編加工ほか

信用補完制度は、国の経済対策などにおける重要な施策として活用されています。

急激な環境変化に即応したセーフティネット機能を発揮

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」(平成23年法律第40号)に基づく「東日本大震災復興緊急保証」、昨今の経済・金融情勢を踏まえた「セーフティネット保証」が全国の信用保証協会で実施され、中小企業事業では当該保証について保険を引き受けることにより、東日本大震災、国際的な金融不安、経済収縮による悪影響により資金繰りに支障をきたしている中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達に貢献しています。

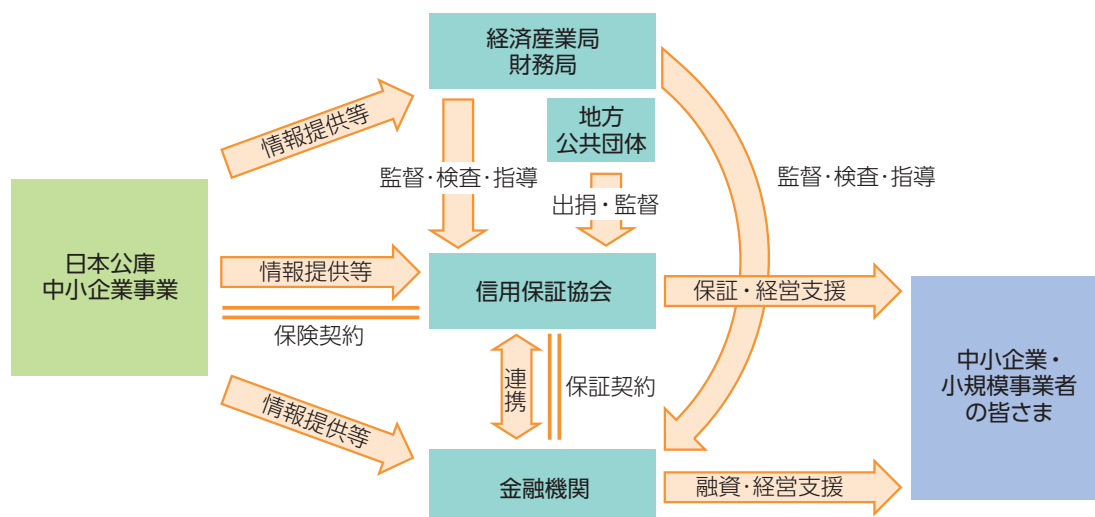
保険引受実績の推移



信用補完制度の持続的な運営基盤の確立に向けた保証協会など関係機関との連携強化

中小企業事業では、信用保証協会、経済産業局などへの情報提供や意見交換などを通じ、関係機関との緊密な関係を構築しつつ、健全な制度運営の推進を図っています。

今後も、保険引受リスクの動向を踏まえ、制度の持続的な運営に向けた取組みに係る連携を推進します。



災害復興支援

災害による被害を受けた中小企業者の皆さまの復旧・事業再開に向け、資金繰りなどの支援をしています。

災害復興支援の融資実績

中小企業事業では、地震や台風などの自然災害により被害を受けた中小企業者の皆さまへの対応として、特別相談窓口を開設するとともに、災害復旧貸付を実施し、復旧・事業再開に向けた支援を行っています。

主な災害復興支援の貸付状況(平成31年3月末までの累計)

発生時期		災害名	主な被災地	貸付実績	
年	月			件数	金額(億円)
平成7	1	阪神・淡路大震災	大阪府、兵庫県	3,906	1,748
平成16	10	中越地震	新潟県	135	37
平成23	3	東日本大震災	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	26,313	17,834
平成28	4	熊本地震 ^(注)	熊本県、大分県	879	499
平成30	5~7	平成30年7月豪雨	岡山県、広島県、愛媛県	63	29
平成30	9	北海道胆振東部地震	北海道	14	3

(注)熊本地震の実績には、災害復旧貸付(熊本地震関連)実績を含む。

災害からの復興支援

東日本大震災復興特別貸付

平成23年度第1次補正予算の成立を受け、中小企業者の皆さま向けの融資制度「東日本大震災復興特別貸付」を平成23年5月23日から実施しています。

本融資制度は、東日本大震災の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的に被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も貸付対象としています。

利用対象者 ^(注1)	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
◆ 震災により直接被害を受けた方 ◆ 原発事故に係わる警戒区域等^(注2)内に事業所を有する方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より1.4%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金20年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率 ● 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大0.9%引下げ ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	● 基準利率 ● 一定の要件を満たす場合は、利率の控除(0.2%、0.3%又は0.5%)の適用可能

(注1)特定被災区域に事業所を有し事業活動を行う方。

(注2)警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

平成28年熊本地震特別貸付

中小企業者の皆さま向けの融資制度「平成28年熊本地震特別貸付」を平成28年6月1日から実施しています。

本融資制度は、平成28年熊本地震の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的にも被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も対象としています。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
震災により直接被害を受けた方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より0.9%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)		設備資金20年以内(3年以内) 運転資金15年以内(3年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率 ● 融資後3年間は、3千万円まで基準利率より最大0.5%引下げ ● 3千万円を超え3億円を限度として基準利率より0.3%引下げ
その他震災の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)	設備資金15年以内(3年以内) 運転資金8年以内(3年以内)	● 基準利率 ● 一定の要件を満たす場合は、基準利率より0.3%引下げ

平成30年7月豪雨特別貸付

中小企業者の皆さま向けの融資制度「平成30年7月豪雨特別貸付」を平成30年8月24日から実施しています。

本融資制度は、平成30年7月豪雨の発生を受けて創設された貸付制度であり、直接・間接的にも被害を受けた方に加え、風評被害などによる影響から資金繰りが著しく悪化している方も対象としています。

利用対象者	融資限度額	融資期間(うち据置期間)	融資利率
豪雨により直接被害を受けた方	3億円(別枠)	設備資金20年以内(5年以内) 運転資金15年以内(5年以内)	被害証明書等の発行を受けた方は、 ● 基準利率より0.5%引下げ ● 融資後3年間は、1億円まで基準利率より0.9%引下げ
間接被害を受けた方 (上記対象者の方と一定以上の取引がある方)			● 基準利率
その他豪雨の影響により、売上等が減少している方など(風評被害等による影響を含む)	7億2千万円(別枠)		● 基準利率

セーフティネット機能の発揮

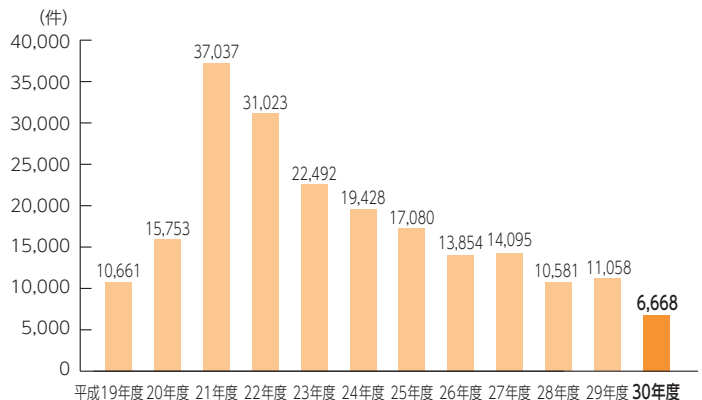
経営環境や金融環境の変化などに対応し、中小企業者の皆さまの資金繰りを支援しています。

セーフティネット貸付の融資実績

平成30年度は、東日本大震災の被災地域の本格復興および熊本地震や豪雨災害の被災地域の復興等に向けた対応に加え、経営環境の変化による影響により厳しい状況にある中小企業者の皆さまに対して、円滑な資金供給を行いました。

平成30年度の「セーフティネット貸付(震災セーフティネットを含む)」の融資実績は、6,668件(前年度比60.3%)、経済危機前(平成19年度)との比較では、件数で62.5%となっており、経済危機前を下回る水準となりました。

セーフティネット貸付の融資実績



政策性の発揮

セーフティネット貸付の概要

資金名	ご利用いただける方(概要)	融資限度額	融資期間
経営環境変化対応資金	社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化を来している方	7億2千万円	運転資金8年以内 設備資金15年以内
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により、資金繰りに困難を来している方	3億円(別枠)	
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産により経営に困難を来している方	1億5千万円(別枠)	運転資金8年以内

● 特別相談窓口を設置し、中小企業者の皆さまのご相談に迅速に対応しています。

当事業では、地震、大雨、暴風雪などの災害の発生、大型の企業倒産など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、影響を受けた中小企業者の皆さまからの融資や返済条件の緩和などのご相談に迅速に対応しています。

現在設置中の特別相談窓口(平成31年4月末現在)

	窓口数	主な窓口名	設置年月
災害関連	10	東日本大震災に関する特別相談窓口	平成23年3月
		平成28年熊本地震による災害に関する特別相談窓口	平成28年4月
		平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口	平成30年7月
		平成30年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口	平成30年9月
その他	2	平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口	平成31年3月

新たな事業への取組み支援

ベンチャービジネスなど、新たな事業への取組みを積極的に支援しています。

新事業育成資金の融資実績

中小企業事業は、ベンチャー企業など、高い成長性が見込まれる新事業に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「新事業育成資金」に積極的に取り組んでおり、現行の制度がスタート(平成12年2月)してからの累計実績は12,895先・6,137億円にのぼっています(平成31年3月末時点)。

●新株予約権付融資の利用状況

「新事業育成資金」には、株式公開を目指すベンチャー企業などを対象として、企業が新たに発行する新株予約権を中小企業事業が取得することにより無担保資金を供給する「新株予約権付融資」があります。

●資本性ローンの利用状況

資本性ローン(制度名:「挑戦支援資本強化特例」)は、新事業等に取り組む中小企業の財務体質の強化を図るために資本性資金を供給する制度で、平成20年4月より取扱いを開始したものです。

本特例制度は、無担保・無保証人、融資期間5年1ヵ月、7年、10年又は15年の期限一括償還型で、融資後1年ごとに業績に応じた利率が適用されるほか、本特例による債務の一部は、金融検査上自己資本とみなすことができます。

新事業育成資金

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
先数	1,641先	1,318先	1,310先
金額	996億円	620億円	628億円

新事業育成資金のうち、新株予約権付融資

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
先数	37先	33先	32先
金額	5.7億円	5.7億円	15億円

資本性ローン(新事業型)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
先数	257先	234先	178先
金額	215億円	190億円	136億円

資本性ローンを適用し、液晶調光フィルムの販路拡大に取り組むベンチャー企業を支援



リバースモードを活用した製品例
(左:電源オフ時、右:電源オン時)

九州ナノテック光学株式会社

出資・実用化支援

大手事業会社
豊田通商

融資

地域金融機関
大分銀行、大分県信用組合

社債引受

ベンチャーキャピタル
大分ベンチャーキャピタル

融資(資本性ローン)

日本政策金融公庫

大分支店中小企業事業は、液晶調光フィルムの開発・製造販売を手掛ける九州ナノテック光学株式会社に対して、「新事業育成資金」を活用した融資を実施しました。

本件は、地域金融機関である大分銀行及び大分県信用組合とともに融資による支援を行ったもので、日本公庫は資金繰り安定化と資本増強効果のある「資本性ローン」を融資しました。

液晶調光フィルムとは、電源のオン/オフで通過する光をコントロールして透明/白濁状態を瞬時に切り替え、遮光・UVカットを実現するものです。一般的には電源オフ時が「白濁」、オン時が「透明」な状態となりますが、同社は、独自に研究を

積み重ねた結果、電源オフ時が「透明」、オン時が「白濁」する新タイプ「リバースモード」の開発に成功しました。

本技術を活用した製品は、耐熱性、応答性等についても高い性能を有していることに加えて、安全性の観点から、モビリティ(自動車、鉄道、航空機等)用途等での採用拡大が期待されています。

平成31年2月には、豊田通商株式会社が同社に出資を行い、本技術の実用化を支援しています。その他にも、国内外から様々な引き合いがあり、今後、大分発の本技術のグローバル展開も期待されています。

地域での新たな事業への取組みを支援

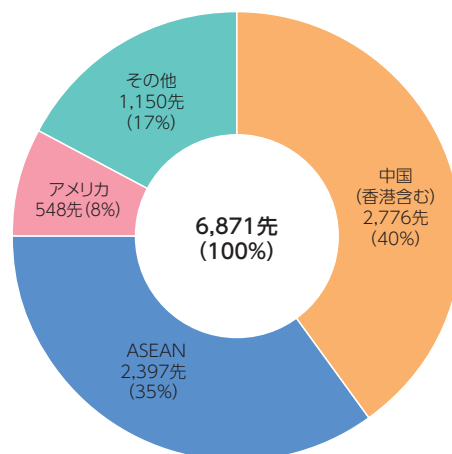
中小企業事業は全国31拠点に「新事業・ベンチャー推進担当」を設置しています。地域金融機関やベンチャーキャピタルなどの外部機関との連携を強化することで、地域で新事業に取り組む中小企業者の皆さまへの支援を積極的に推進していきます。

海外展開企業への支援

海外展開への取組みを支援

中小企業事業では、6,871先のお取引先現地法人等が海外で活躍しており、中小企業者の皆さまの海外展開を支援する海外展開・事業再編資金、スタンドバイ・クレジット制度による資金調達支援に取り組んでいます。平成29年度には、海外展開しているお取引先の多い全国30拠点に新たに「海外展開支援推進担当」を設置するなどサポート体制を強化していますが、引き続き中小企業者の皆さまの海外展開を積極的に支援していきます。

中小企業事業のお取引先現地法人等の先数
(平成31年3月末)



海外展開関連制度の実績

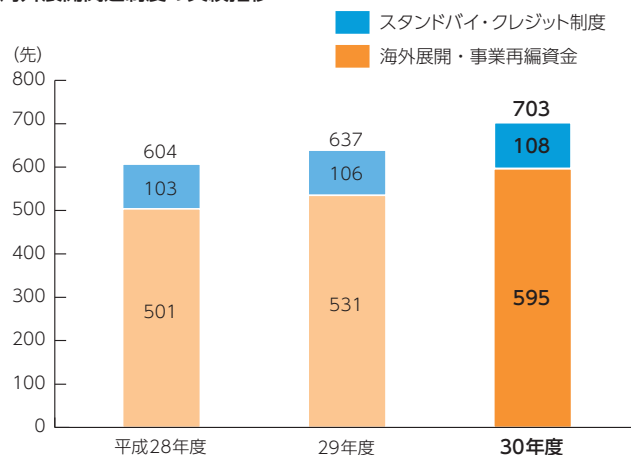
● 海外展開・事業再編資金の利用状況

平成30年度の海外展開・事業再編資金実績は595先、374億円となっており、多くの中小企業者の皆さまにご利用いただいています。

● スタンドバイ・クレジット制度の利用状況

平成30年度のスタンドバイ・クレジット制度の利用実績は、タイ、中国、韓国、フィリピン、インドネシア、マレーシア、ベトナム、香港、メキシコ、シンガポール及び台湾の金融機関に対して信用状を発行し、108先となりました。

海外展開関連制度の実績推移

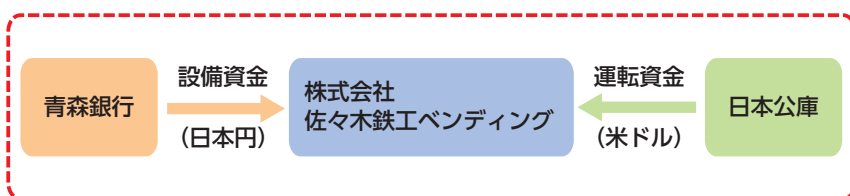


政策性の発揮

フィリピンへの進出を外貨貸付(米ドル)で支援

青森支店中小企業事業は、株式会社佐々木鉄工ベンディングに対して「海外展開・事業再編資金(外貨貸付)」を活用して、フィリピン現地法人の運転資金26万米ドル(29百万円相当)の融資を実施しました。

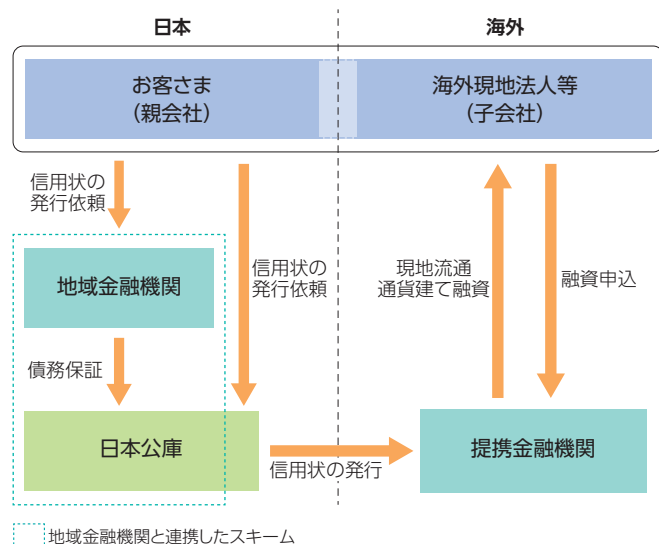
同社は金属加工業者で、大型品の加工と溶接・塗装を含めた一貫生産を得意とします。フィリピン進出にあたって、現地法人の土地、建物等の設備資金を青森銀行より円建てで、操業開始後の運転資金を、為替リスクヘッジの観点から、日本公庫青森支店より米ドル建てで調達しました。



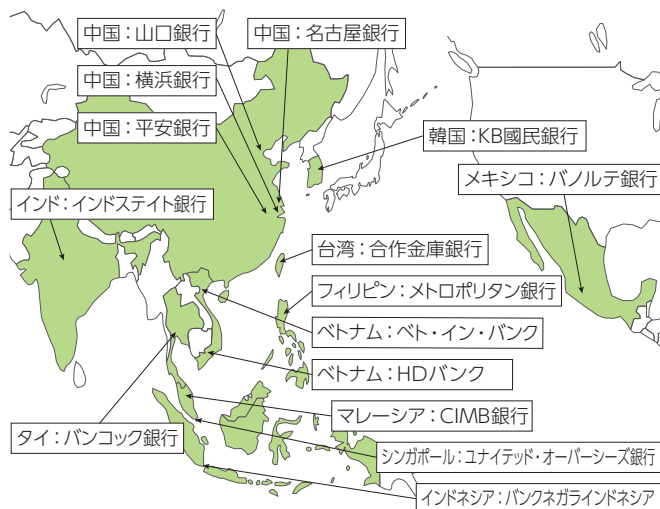
スタンバイ・クレジット制度について

スタンバイ・クレジット制度は、中小企業者の海外現地法人等が、日本公庫の提携金融機関から現地流通通貨建て長期資金の借入を行う際、その債務を保証するために日本公庫がスタンバイ・クレジット（信用状）を発行することで、海外での円滑な資金調達を支援するものです。提携金融機関はアジアを中心に、平成31年3月末までに15行まで拡大しています。

スタンバイ・クレジット制度のスキーム図



提携金融機関（平成31年3月末現在）



国内地域金融機関との業務連携

中小企業事業では、より多くの中小企業者の皆さまにスタンバイ・クレジット制度を利用いただけるよう、平成25年度から全国各地の地域金融機関と連携したスキームを構築しています。当該連携スキームにより、中小企業者の皆さまにとっては、日常取引のある地域金融機関を窓口に行き、また、地域金融機関にとっては日本公庫の海外ネットワークを制度インフラとして活用できるといったメリットがあります。

平成31年3月末までに、全国61の地域金融機関と連携しており、延べ33先に対して、本連携スキームによる信用状を発行しました。

業務連携を行っている地域金融機関（平成31年3月末現在、掲載は五十音順）

・愛知銀行	・京都中央信用金庫	・中京銀行	・福井銀行
・阿波銀行	・きらぼし銀行	・筑波銀行	・福井信用金庫
・伊予銀行	・桑名三重信用金庫	・東濃信用金庫	・福岡銀行
・愛媛銀行	・西京銀行	・東和銀行	・福島銀行
・遠州信用金庫	・佐賀銀行	・徳島銀行	・富士信用金庫
・大分銀行	・三条信用金庫	・栃木銀行	・富士宮信用金庫
・大垣西濃信用金庫	・静岡信用金庫	・鳥取銀行	・碧海信用金庫
・大阪シティ信用金庫	・島田信用金庫	・トマト銀行	・北越銀行
・大阪信用金庫	・島根銀行	・富山信用金庫	・三島信用金庫
・香川銀行	・十八銀行	・長野銀行	・みなと銀行
・関西アーバン銀行	・静清信用金庫	・長野県信用組合	・焼津信用金庫
・北伊勢上野信用金庫	・瀬戸信用金庫	・長野信用金庫	・山形銀行
・北日本銀行	・大光銀行	・名古屋銀行	・横浜信用金庫
・岐阜信用金庫	・第三銀行	・沼津信用金庫	
・紀陽銀行	・第四銀行	・姫路信用金庫	
・京都信用金庫	・但馬銀行	・百十四銀行	

タイにおける事業拡大をスタンバイ・クレジット制度で支援

プロニクス株式会社は精密部品等のプラスチック成型加工業者で、取引先の海外進出に対応するため、タイ及びベトナムに現地法人を設立し、取引先現地法人等、現地日系企業を中心に低コストかつ高品質の製品を供給しています。

タイ法人では、当初の金型製造に加え、射出成型機を導入してプラスチック成型加工業務に事業を拡大、製品の多様化を図っています。

中小企業事業はスタンバイ・クレジット制度の連携スキームにより、京都信用金庫と連携してバンコック銀行に対し信用状を発行し、タイ法人のタイバーツでの資金調達を支援しました。



日本国内における海外展開セミナーの開催

中小企業事業では、全国の支店で中小企業者の皆さまの海外展開を支援するための海外展開セミナーを開催しています。平成30年度は全国で139回開催し、うち43回を民間金融機関と連携して実施しました。

● 浜松支店 アセアン及び中国の最新現地事情セミナー

浜松支店は、静岡銀行、浜松信用金庫^(注)、磐田信用金庫^(注)、遠州信用金庫と連携し、「アセアン及び中国の最新現地事情」をテーマとしたセミナーを開催しました。公庫のバンコク及び上海駐在員事務所の職員が講演し、38名の参加者を得ました。

(注) 現・浜松磐田信用金庫



海外における交流会等の開催

中小企業事業では、お取引先現地法人等の経営課題解決支援やネットワーク構築の場として、取引先現地法人を対象とした交流会やビジネス商談会を開催しています。

● 第12回日タイビジネス商談会

平成31年1月、タイ・バンコクにおいてお取引先現地法人とタイローカル企業の取引拡大を目的に、第12回日タイビジネス商談会を開催しました。盤谷日本人商工会議所、タイ投資委員会(BOI)と共同で、日系金融機関67行、地元大手金融機関等が協力して開催し、パイヤーとなる日系大企業現地法人44社を含む354社(日系252社、タイ系102社)が参加するタイ最大規模のビジネス商談会となりました。商談件数は1,800件以上で前年を上回り、お取引先現地法人にとって、タイローカル企業や日系大企業との販路開拓等に向けた商談の機会となりました。



日タイビジネス商談会による支援事例(印刷業A社[販路開拓支援])

A社は、主力取引先の要請によりタイに進出しましたが、当初、期待したほどの受注が得られず、タイ日系小売業者等の新規先開拓をせざるを得ない状況でした。バンコク駐在員事務所では「日タイビジネス商談会」への参加を勧め、A社の意向を受けて小売・卸売業者等との商談をアレンジしました。その結果、新たに印刷受注の獲得に成功し、またこれと同時期に進出当初に見込んでいた取引先からの受注もスタートし、タイでの事業が軌道に乗りつつあります。

● 横浜銀行・日本公庫合同深圳交流会

平成31年1月、中国・深圳市において「横浜銀行・日本公庫合同深圳交流会」を開催しました。本交流会では、スタンドバイ・クレジット制度の業務提携行である横浜銀行と、日本公庫それぞれのお取引先現地法人90社が参加しました。交流会では講師を迎えて「中国法人の生産現場改善とIoTの活用」をテーマに講演会を行うとともに、その後は参加者が交流できる場を設け、活発な情報交換が行われるなど、有意義な機会となりました。



海外の中小企業支援機関との連携

● ACSIC加盟機関との連携

中小企業事業は、韓国信用保証基金、インドネシア信用保険公社、タイ信用保証公社など17機関が加盟するACSIC(アジア中小企業信用補完制度実施機関連合)に加盟しており、毎年開催される会議に参加し、信用補完制度実施機関との相互交流を積極的に図っています。



第31回 ACSIC会議(インド)

事業再生に向けた取組み支援

中小企業者の皆さまの事業再生に向けた取組みを
資本性ローンなどを活用して積極的に支援しています。

企業再生貸付の融資実績

中小企業事業は、事業の再生や経営再建に取り組む中小企業者の皆さまを支援する特別貸付「企業再生貸付」に積極的に取り組んでいます。

企業再生貸付

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
融資先数	1,275先	1,385先	1,658先
金額	1,190億円	1,346億円	1,519億円

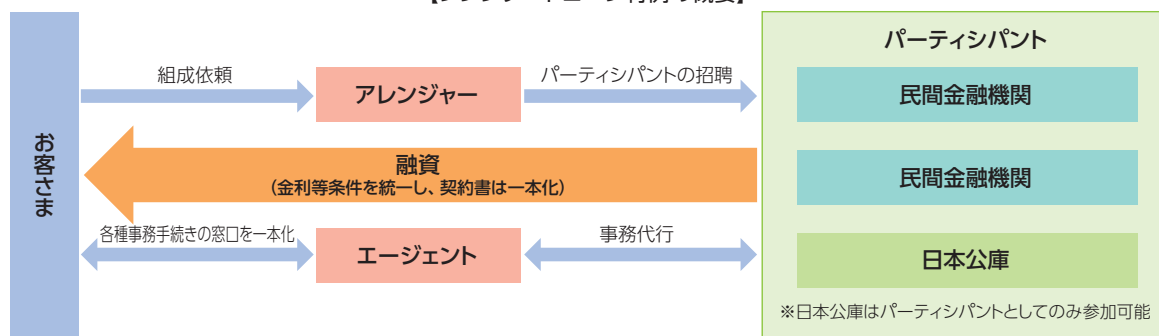
資本性ローン(再生型)

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
融資先数	510先	526先	488先
金額	352億円	361億円	332億円

「シンジケートローン特例」の概要

中小企業事業は、平成30年4月より「シンジケートローン特例」の取扱いを開始し、平成30年度では50件、123億円の契約実績となりました。引き続き、経営再建に取り組む中小企業者の皆さまを対象として、民間金融機関と連携し、「シンジケートローン特例」を活用した支援に取り組めます。

【シンジケートローン特例の概要】



(注) シンジケートローンとは、借入人に対し、複数の貸付人（銀行等）が同一契約書に基づき共通の条件で行う貸付をいいます。

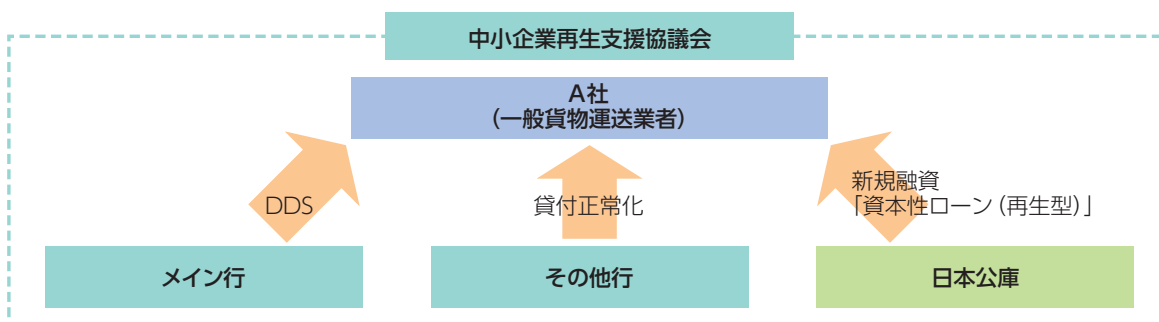
公的再生支援機関との連携実績

全国の中小企業再生支援協議会が平成30年12月末までに再生計画策定支援を完了した13,682先のうち、中小企業事業は2割を超える2,994先の支援に関与しました（平成30年12月末時点の累計実績）。

中小企業再生支援協議会の 再生計画策定支援完了後案件数 (累計)	日本公庫中小企業事業が 支援に関与した案件数(累計)	
	うち融資による支援	
13,682先	2,994先(21.9%)	293先

(注) 平成30年12月末時点

公的再生支援機関・民間金融機関と連携して新規融資(資本性ローン(再生型))を実施



中小企業事業は、中小企業再生支援協議会が再生計画の策定支援を行っていたA社に対して、資本性ローン(再生型)を適用し、融資を実施しました。

本件では、メイン行が抜本再生支援(DDS)・その他の取引行は貸付による条件変更口の正常化を行うタイミングで、それまで未取引であった再生企業に対して、再生計画実施に必要な資金として資本性ローンによる新規融資を実施しました。資本性ローンを実施したことで財務基盤強化や資金繰りの安定化につながり、同社の再生を支援しました。

中小企業事業は、今後とも中小企業者の皆さまの事業再生を積極的に支援していきます。

再生支援の実績

		(a) 平成29年度実績	(b) 平成30年度実績	(b)÷(a) 前年同期比
貸出条件緩和先の正常化に向けた支援		493先	496先	101%
(1) 貸付対応による正常化支援		108先	119先	110%
(2) 金融支援手法活用による再生支援	DDS ^(注1) 等による抜本再生	96先	93先	97%
	条件変更等による再生	134先	137先	102%
(3) 実抜計画 ^(注2) 等による債務者区分のランクアップに伴う融資先の信用強化 (収支・財務体質の改善、金融機関からの支援の強化)		155先	147先	95%
経営改善計画策定支援<顧客企業による主体的な策定の支援>		997先	996先	99%

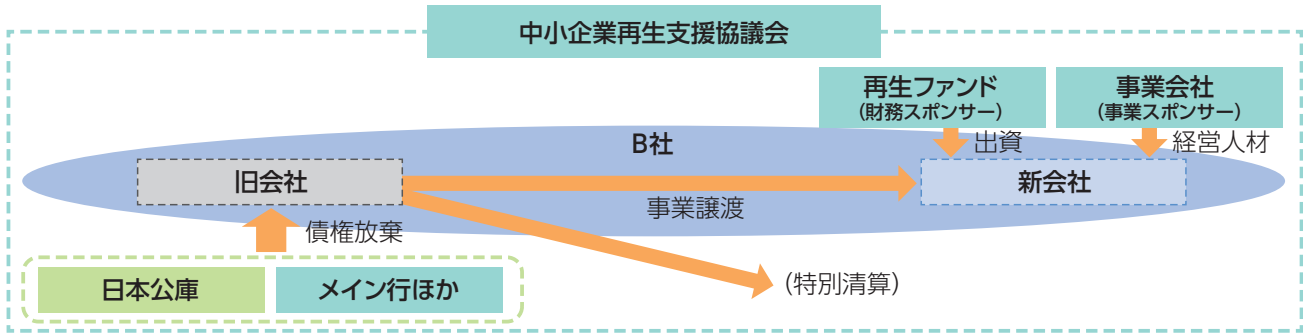
(注1) 債務の一部を金融検査マニュアル上自己資本とみなせる資本金の劣後ローンに転換し、債務超過解消を図る金融支援手法。
(注2) 実現可能性の高い抜本的な経営改善計画の略。

スポンサー等と協働し第二会社方式による事業再生支援を実施

中小企業再生支援協議会の関与下で事業再生に取り組んでいるB社（自動車部品製造業者）に対して、第二会社方式による実質的な債権放棄を伴う事業再生支援に取り組みました。

今回の取組みは、再生スキームの構築においてメイン行と日本公庫が連携し、財務スポンサー（再生ファンド）に出資を打診するとともに、事業スポンサー候補の選定等に積極的に関与することで、抜本的な再生計画の成立につなげました。

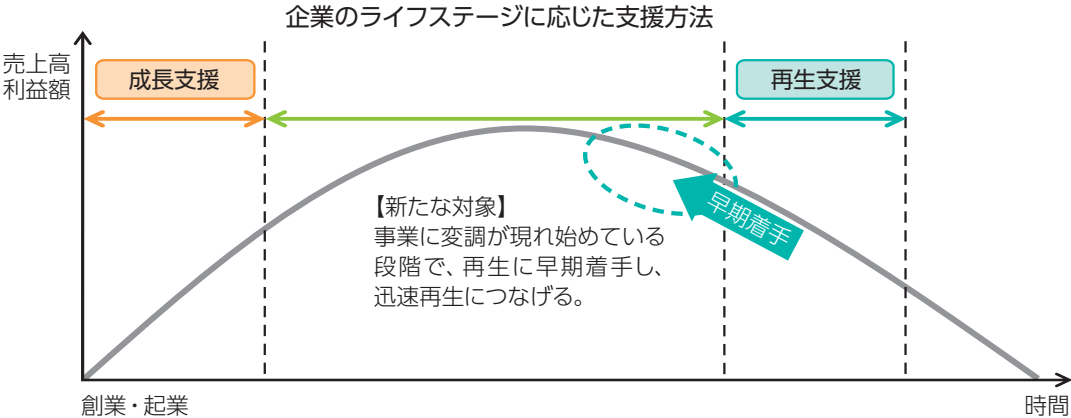
【支援スキームの概要】



政策性の発揮

より早期段階での再生支援について

中小企業事業では、従来の事業再生局面より早期の、事業に変調が現れている中小企業者の早期再生への積極支援に取り組んでいます。この取組みにより、中小企業者への積極的な事業再生支援を実施するだけでなく、地域経済の活性化にもつなげていきます。



事業承継への取組み支援

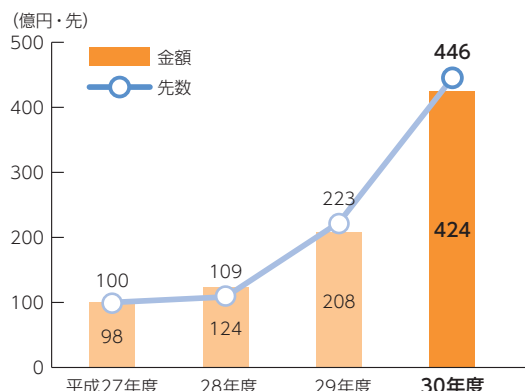
後継者が不在である企業のM&Aなど、中小企業者の皆さまの事業承継の円滑化を資金・情報の両面から支援しています。

事業承継・集約・活性化支援資金の融資実績

中小企業事業は、後継者が不在である企業のM&Aや、安定的な経営権確保のための自己株式取得など、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまを支援するため、特別貸付「事業承継・集約・活性化支援資金」による支援を行っています。

中小企業庁は、「事業承継・再編・統合による新陳代謝の促進」を平成30年度以降の重要政策の一つとして位置付けています。当事業は、今後も本融資制度を活用し、事業や企業の承継・集約に取り組む中小企業者の皆さまの支援に取り組んでいきます。

事業承継・集約・活性化支援資金融資実績

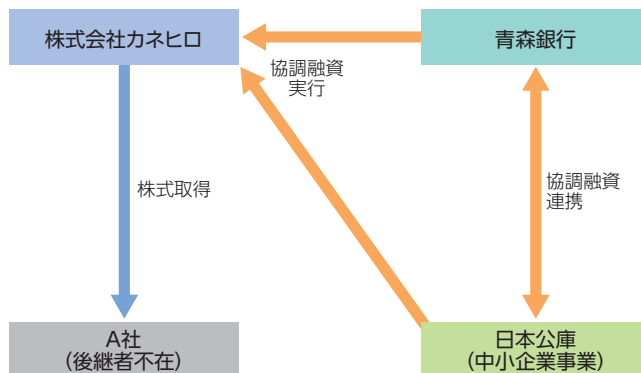


事業承継・集約・活性化支援資金の支援事例

青森支店中小企業事業は、一般土木建築工事業を手掛ける株式会社カネヒロに対し、青森銀行と協調し、同一県内に所在するコンクリートスノコ製造業者(A社)の株式取得資金の融資を実施しました。

A社は、社長が高齢で後継者も不在であったため、事業継続に課題を抱えていましたが、株式会社カネヒロは、事業の安定継続と自社の事業へのシナジー効果を期待できるとして、株式取得に至ったものです。

株式取得後も全従業員を引き続き雇用し事業を継続することで、地域経済の維持・発展への貢献が期待されます。



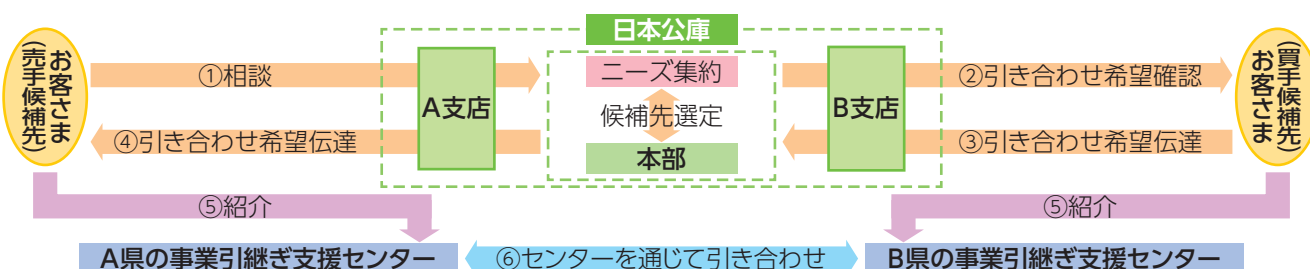
情報面の支援

中小企業事業は、事業承継におけるお客さまの多様な課題の解決に向け、①お客さま提供用冊子である「みらいへのボタン」や「事業承継事例集」等を活用した公庫版事業承継診断の推進、②事業承継税制等に関する情報の提供、③お客さまのM&Aニーズに対する引き合わせ候補先の選定支援、④事業承継支援機関との連携に取り組んでいます。

M&Aニーズに対する引き合わせ候補先選定支援の例

- ・A支店のお客さま(売手候補先)のM&Aニーズに対して、本部が集約したM&Aニーズの中から、B支店のお客さまを買手候補先として選定。両支店と本部が連携して、情報の取扱いに配慮しつつ、両社の引き合わせに向けた調整を行いました。
- ・両社の引き合わせにあたっては、各県所在の事業引継ぎ支援センターを紹介し、秘密保持契約の締結等の手続きを同センターに依頼しました。

「みらいへのボタン」 「事業承継事例集」



不動産担保や保証人に依存しない融資

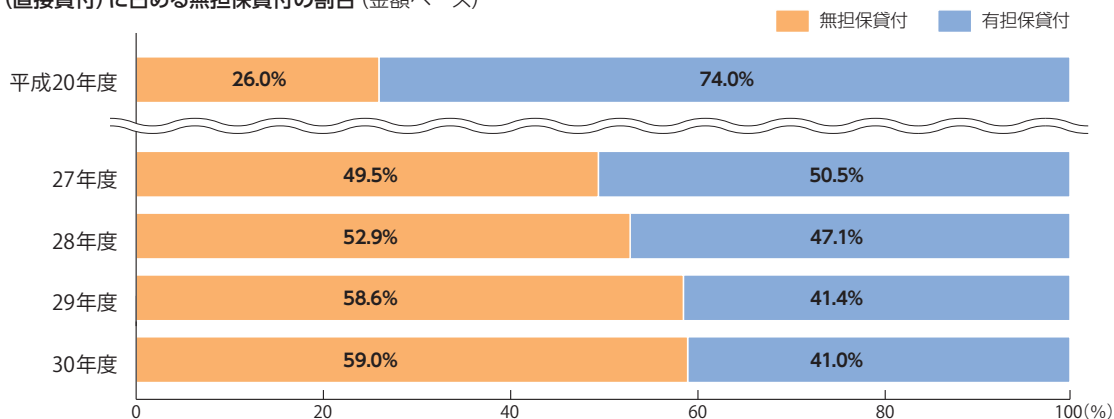
不動産担保や保証人に依存しない融資に取り組み、
中小企業者の皆さまの幅広い資金ニーズに対応しています。

不動産担保に依存しない融資

中小企業事業では、機械装置や商品在庫、知的財産権等を担保の対象とするほか、無担保貸付にも弾力的に対応しています。
特に、無担保貸付は、融資額全体の過半を占めています。

(注) 資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

融資実績(直接貸付)に占める無担保貸付の割合(金額ベース)



(注) 平成20年度は、無担保貸付を開始した平成20年8月18日以降の融資実績(直接貸付)に占める無担保貸付の割合です。

保証人に依存しない融資

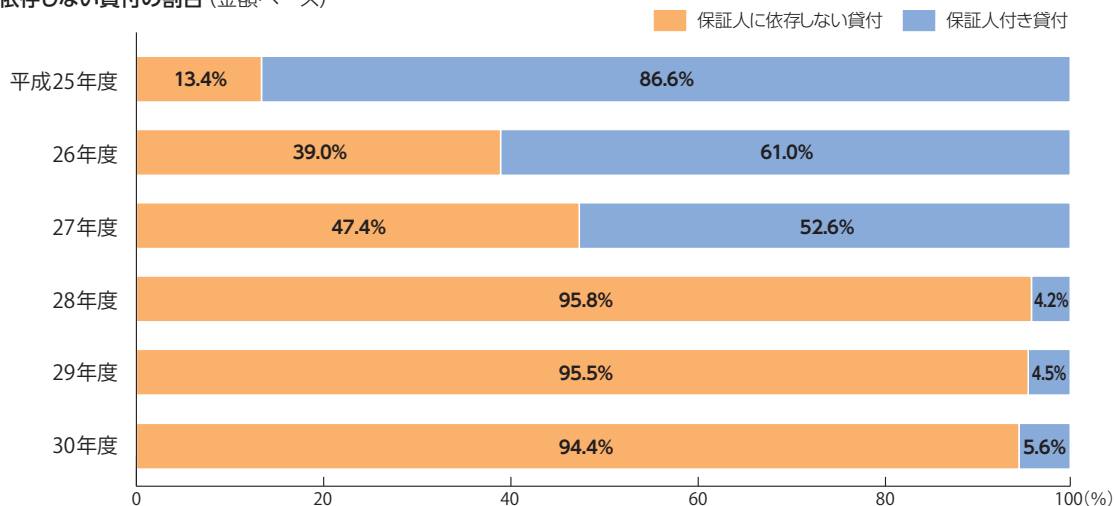
中小企業事業では、従前から経営者保証に依存しない融資に積極的に取り組んでおりますが、平成26年2月に「経営者保証に関するガイドライン」の適用が開始されたことを受け、保証人の取扱いについて、よりご利用しやすいように変更し、すべてのご融資申込先に対して、ご案内した結果、保証人に依存しない融資実績が着実に増加しています。

保証人に依存しない融資実績

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
保証人に依存しない融資実績	11,154件 (45.0%)	7,927億円 (47.4%)	22,329件 (95.2%)	14,939億円 (95.8%)	21,328件 (94.8%)	14,187億円 (95.5%)	18,969件 (94.4%)	11,636億円 (94.4%)

(注) 資本性ローン(無担保・無保証人の制度)での融資を含みます。

保証人に依存しない貸付の割合(金額ベース)



証券化支援

証券化手法を活用し、中小企業者の皆さまへの
無担保資金の円滑な供給・資金調達手段の多様化を支援しています。

証券化手法を活用し、民間金融機関等による無担保資金の円滑な供給を支援

中小企業金融の円滑化を図るという観点から、中小企業者の皆さま向け貸付債権等の証券化が行われています。

中小企業事業は、証券化の手法を活用することで、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給及び中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。また、信用リスク、審査、証券化事務等を適切に負担することで、民間金融機関等が利用しやすい証券化手法を提供しています。

証券化支援業務では、買取型、保証型等の手法を活用し、平成16年7月の業務開始から平成31年3月末までの累計で延べ235の金融機関と連携して、延べ11,760先の中小企業者の皆さまに対する3,183億円の無担保資金の供給を支援しました。

資金供給の状況(平成16年7月～平成31年3月末までの累計)

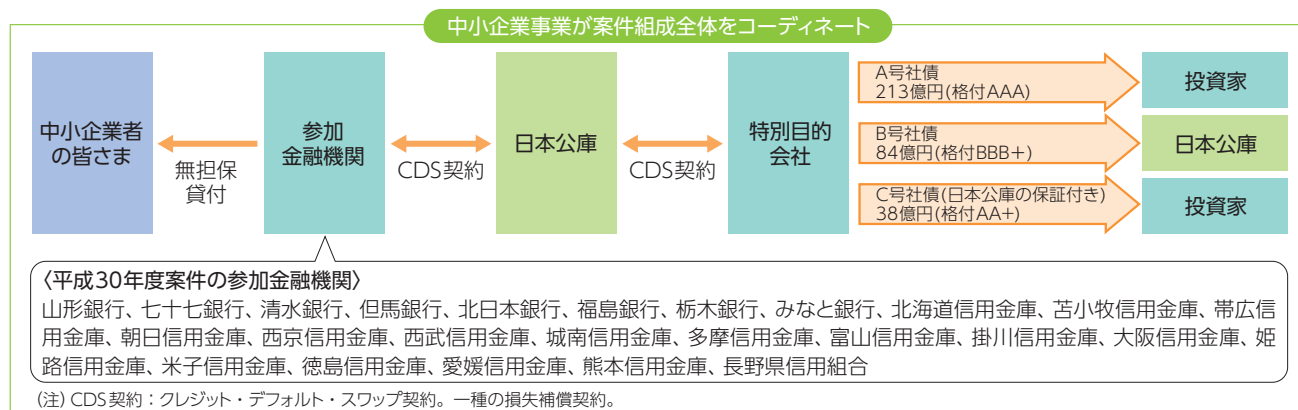
	買取型 (キャッシュ型)	買取型 (シンセティック型)	保証型	合計
組成分数	10件	8件	6件	24件
先 数	2,317先	7,135先	2,308先	11,760先
金 額	537億円	1,702億円	943億円 ^(注)	3,183億円
参加金融機関	89機関	139機関	7機関	235機関
都市銀行	1機関	—	2機関	3機関
地銀・第二地銀	36機関	43機関	—	79機関
信用金庫	46機関	89機関	1機関	136機関
信用組合	6機関	7機関	—	13機関
その他	—	—	4機関	4機関

(注) 貸付債権元本総額を表示。保証実績は660億円(貸付債権元本総額943億円の7割保証)。

買取型の取組事例

25の地域金融機関との連携により、CLOを組成

証券化支援買取業務において、平成31年3月に「地域金融機関CLOシンセティック型(合同会社クローバー2019)」を組成しました。中小企業事業は、25の地域金融機関とCDS契約^(注)を締結するとともに、特別目的会社(合同会社クローバー2019)が発行した社債335億円のうち84億円を取得し、38億円に保証を付しました。本CLOによって、26都道府県の1,693先に対して345億円の無担保資金が供給されました。



情報提供・外部ネットワークの活用

継続的な経営課題の解決支援を通じて、
お客さまの成長・発展をサポートしています。

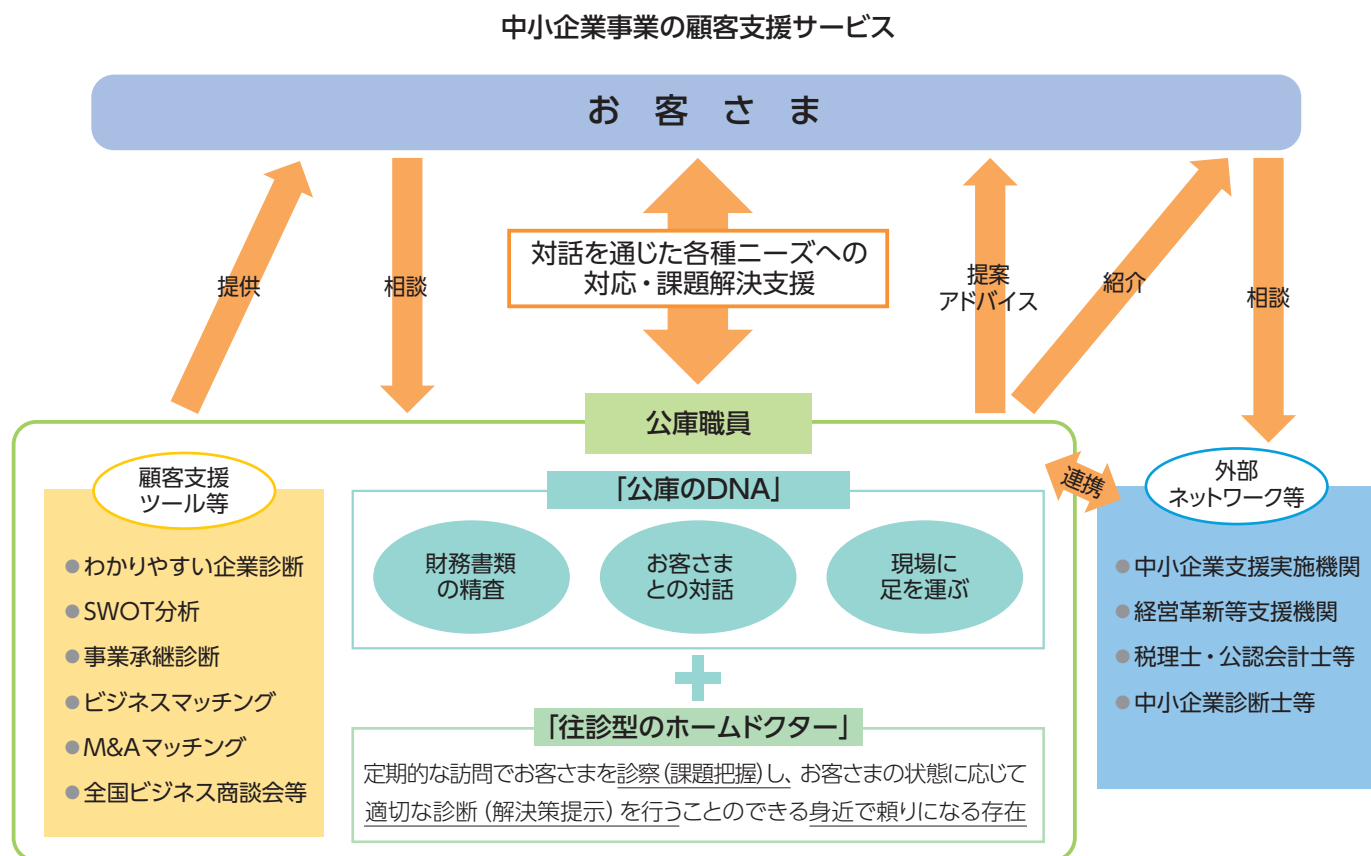
「往診型のホームドクター」として経営課題の解決を支援

中小企業事業は、「公庫のDNA」(①財務書類の精査、②お客さまとの対話、③現場に足を運ぶこと)を発揮し、「往診型のホームドクター」として、対話を通じて個々の企業の経営課題を把握し、お客さまが発展していくために必要な情報の提供や、経営に関するアドバイスを継続的に行っています。

当事業では、長年蓄積してきた中小企業経営に関するノウハウや全国約4.3万先のお客さまの情報をデータベース化した独自のシステムを構築し、顧客支援サービスに活用しています。

当事業の提供する情報は、個々の企業のニーズに応じた、いわば“オーダーメイド”の情報であり、このような「生きた情報」の提供と目利き能力を活かしたアドバイスにより、お客さまをバックアップしています。

また、ご相談内容に応じて、連携する外部専門家への橋渡しも実施しています。



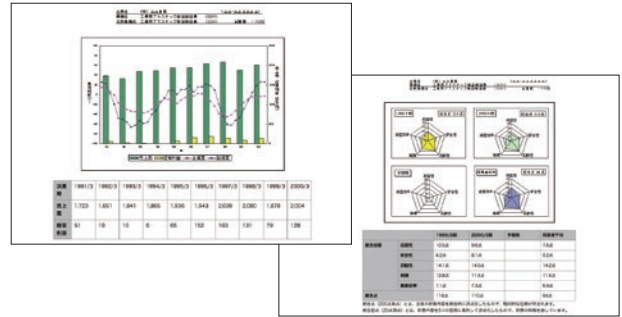
平成30年度実績

主要なもの	件数
わかりやすい企業診断	35,690件
ビジネスマッチング	810件

顧客支援ツール

わかりやすい企業診断

中小企業事業のお客さま約4.3万先のデータに基づく同業者比較、決算データの時系列分析、損益分岐点分析、付加価値分析など、お客さまの財務を多面的な角度から分析する「わかりやすい企業診断」を提供しています。



わかりやすい企業診断

SWOT分析

企業の持つ「強み」(Strength)と「弱み」(Weakness)、事業を取り巻く「機会」(Opportunity)と「脅威」(Threat)を明確化したSWOT分析により、お客さまの経営戦略策定をサポートしています。



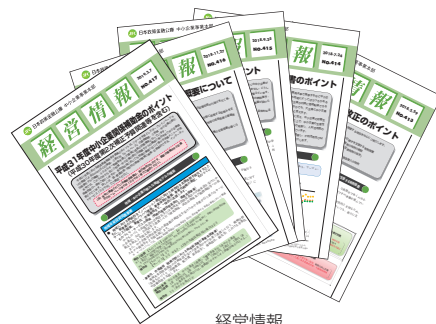
SWOT分析表

経営に役立つ情報の提供

「経営情報」や「JFC中小企業だより」等を発行し、お客さまに役立つ情報を随時ご提供しています。

● 経営情報

中小企業施策や企業経営に役立つトピックス等を取りまとめ、広くPRするためのリーフレットです。



経営情報

● JFC中小企業だより

特徴ある企業へのインタビュー記事(有効事例)を通じて経営課題解決の一助としていただくツールです。



JFC中小企業だより

● 事例集

お客さまが、公庫制度(新事業育成資金、海外展開・事業再編資金、企業再建資金等)を活用し、事業の成長・発展、再生を実現した事例を収録しています。



事例集

マッチングサービス

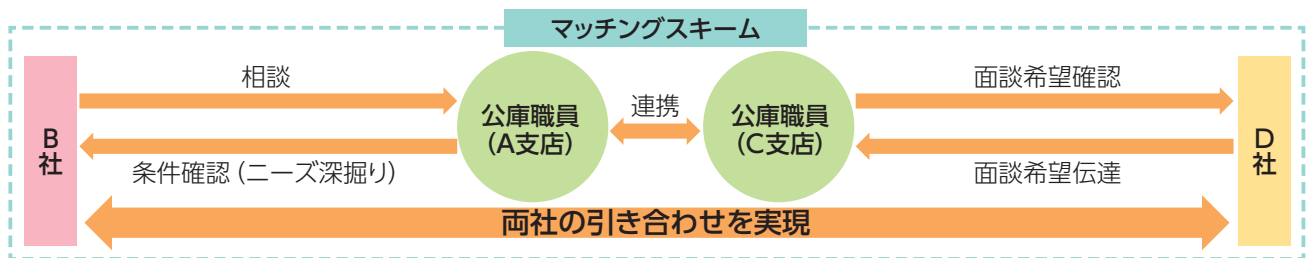
中小企業事業では、面談を通じて把握したお客さまの販路開拓ニーズや仕入・外注先開拓ニーズ等に対し、独自のマッチング専用システムも活用して、業種・地域・製商品等を絞り込み、約4.3万先のお客さまの中からニーズに適合しそうなマッチング候補先を選定する等、お客さま同士の引き合わせをハンズオンで支援しています。

また、全国ビジネス商談会の開催等、お客さまに対するマッチングの場の提供にも力を入れています。

マッチング事例

【外注候補先選定をサポートしたケース】

- ・ A支店の担当者は、自動車部品メーカーのB社から、15～200トンクラスの樹脂成形用金型製造が可能な企業を探してほしいとの相談を受け、独自のマッチングシステムを活用し、隣県のC支店のお客さまであるD社を候補先として選定のうえ、担当者に連絡しました。
- ・ C支店担当者が、D社に対し面談希望の有無等を打診したところ、「是非一度話をしたい」との回答があったため、両社の引き合わせに向けた調整を実施しました。



「全国ビジネス商談会」

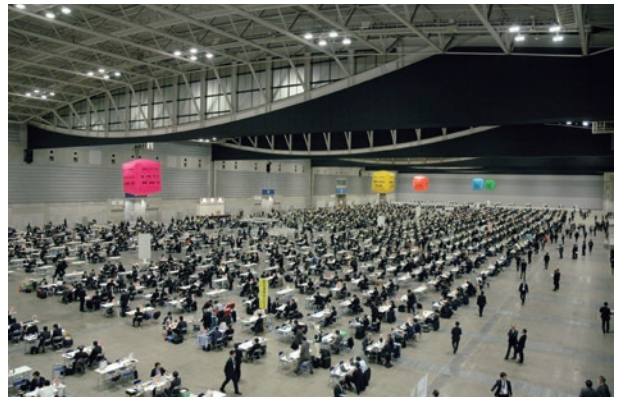
中小企業事業では、平成31年2月25日、パシフィコ横浜にて第11回「全国ビジネス商談会」を開催しました。

本商談会には、中小企業事業のお客さまだけでなく、協賛機関から推薦のあったお客さまも加わり、全国から過去最高の961社、約2,100名が参加しました。

また、大手企業へ販路を拡大したいという参加企業のニーズに応え、大手企業39社を招聘したほか、中小企業基盤整備機構、東京中小企業投資育成及び日本貿易振興機構(JETRO)の相談ブースを設け、各種経営に関する相談に対応しました。

さらには、今回から新たに神奈川県内の民間金融機関6機関が協賛し、それぞれ専用ブースを設置したほか、商談会の一層の活性化を図るため、会場スペースを前回比約1.6倍に拡大しました。

参加者からは、「今まで縁がなく接触できずにいた大手企業に対して直接PRでき、非常に良い機会であった。来年も参加したい」(参加企業)、「将来の発注候補先として新たな企業と知り合うことができた」(大手企業)といった声が聞かれました。



「全国ビジネス商談会」を契機に大手企業と口座開設に至った事例(第10回の事例)

参加企業概要	北関東所在の製缶板金業者(A社)
A社の商談状況	・ A社は、販路拡大及び外注先確保を目的に商談会に参加し、5社と商談を実施した。 ・ このほか、当初予定外だったが、これまで取引のなかった大手企業(B社)から「以前からA社に興味を持っていた」と直接商談の打診があり、これに応じることとなった。
商談成立から口座開設へ	・ B社からは、その場で複数の見積もり依頼があり、その後も定期的に接触を重ねるなどした結果、取引開始に向けて正式に交渉を行うこととなった。 ・ B社担当者がA社工場に足を運び、実際の製造ラインを確認するなどの過程を経て、商談会開催から約3ヵ月で両社の受発注に向けた口座が開設されることとなった。
A社の声	大手企業を含む複数社と密度の濃い商談ができただけでなく、わずか3ヵ月で大手企業のB社と口座開設ができたことは極めて異例で、実りが多かった。

民間金融機関との連携

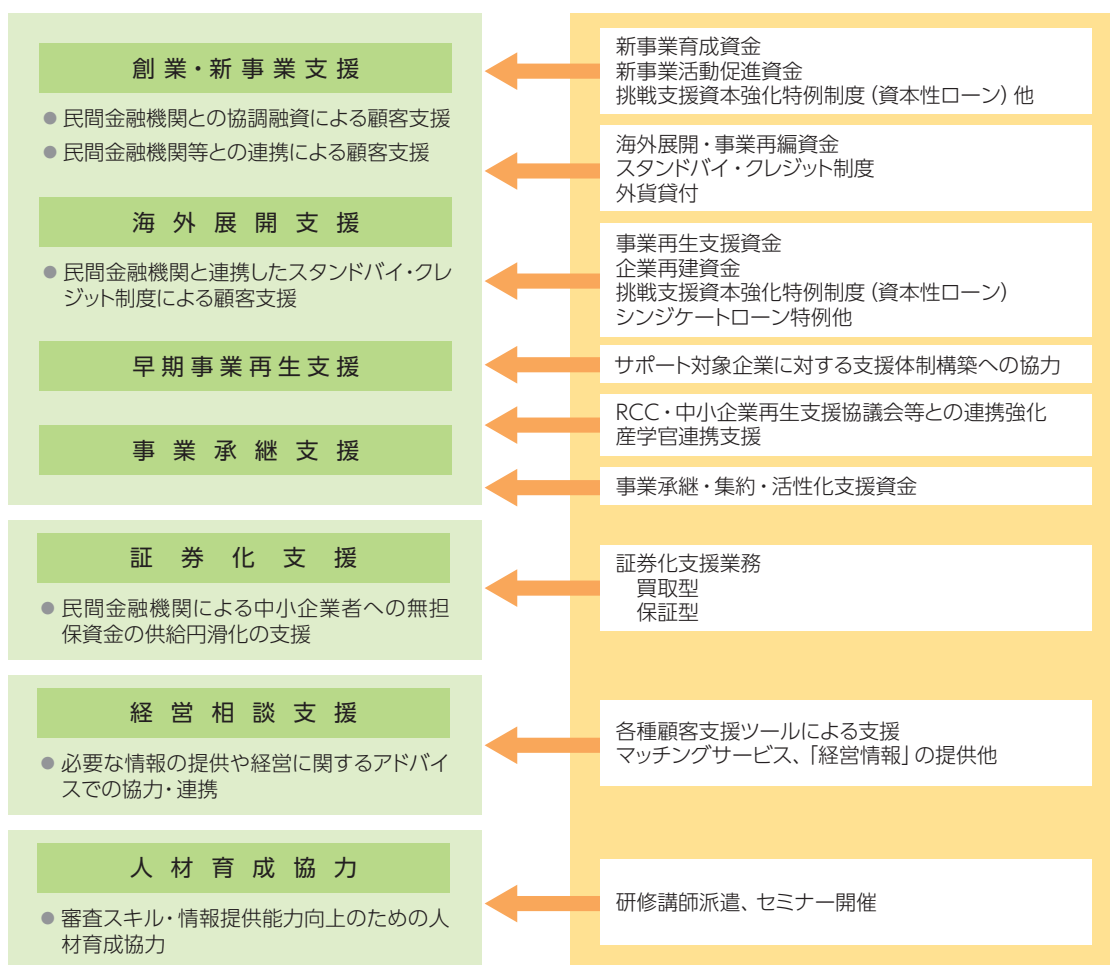
民間金融機関との連携を通じ、中小企業者の皆さまをご支援しています。

民間金融機関と協調融資、証券化支援などで連携

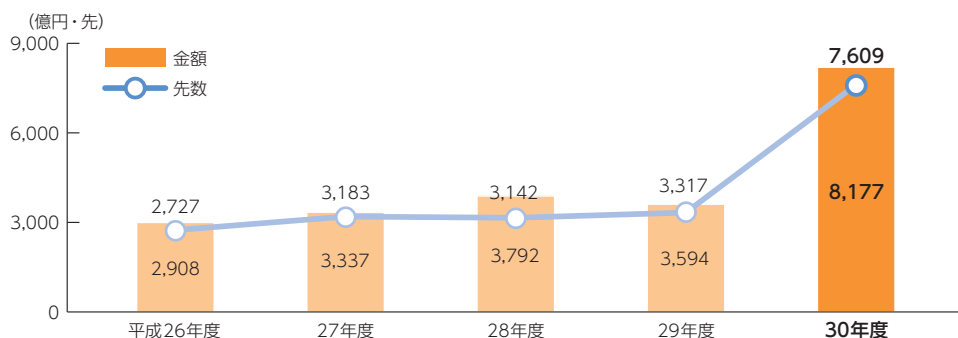
中小企業事業は、融資・証券化支援・信用保険の多様な機能と長年にわたり培った審査力、全国約4.3万先の顧客データベースに基づく情報を活かし、「創業・新事業支援」「海外展開支援」「早期事業再生支援」「事業承継支援」「証券化支援」「経営相談支援」「人材育成協力」の分野で民間金融機関と連携して、中小企業者の皆さまをご支援しています。具体的には、民間金融機関と緊密な情報交換を行い、協調融資での支援、マッチングイベントや海外展開・事業承継セミナーの共催などに取り組んでいます。

特に、平成30年度からは、「新たなステージに向けた民間金融機関連携の取組み」として、民間金融機関との連携に積極的に取り組んでいます。

連携可能な分野と連携の具体的内容



協調融資^(注)の先数・金額実績推移（中小企業事業）



(注) 同一目的の資金計画に対し、日本公庫と民間金融機関が協議を経たうえで、両者が融資（保証）を実行又は決定したもの（公庫で集計したもの。両者の融資実行・決定時期が異なる場合も含む）。

民間金融機関と共にビジネス商談会を開催

三行ビジネス商談会

日本公庫名古屋支店では、東海地区を拠点とする十六銀行、名古屋銀行及び百五銀行との共催により、各機関の取引先企業のビジネスマッチングを行う「三行ビジネス商談会」を開催し、426社が参加、771件の商談が実施されました(平成30年度の実績)。

同会では、商談会HPに事前に登録したニーズに対して商談申込みを行う「事前アレンジ商談(買い手企業のニーズを事前登録し、売り手企業が商談を申し込む商談形式)」を採用することで、参加企業の今後の取引拡大に一層繋がる商談機会を提供しています。

公庫は、協調融資だけでなく、このようなビジネスマッチングにおける連携体制の構築など、地元金融機関が取り組む地域密着型金融の一層の推進に積極的に協力し、地域経済の活性化を支援しています。



地域経済牽引事業を遂行するメーカーを支援

株式会社大昌鉄工所は愛媛県四国中央市に本社を置き、地場産業である紙産業向け製紙機械製造業者として設立されました。現在は、製紙機械の製造で培ったノウハウを活用し、「機能紙」の分野に進出し、リチウムイオン電池の重要部品である「セパレータフィルム(リチウムイオン電池の正極と負極の間に挟み、ショートを防ぐもの)」の製造機械等、特殊な機械設備の製造に強みを持っています。

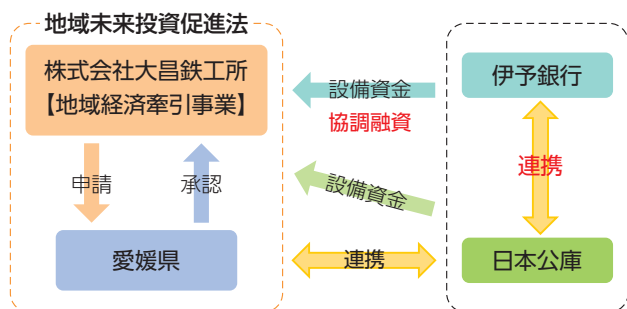
同社の製品は、電気自動車やスマートフォンに使用されるリチウムイオン電池の製造に不可欠な装置として、受注が増加しています。今後も、世界的な電気自動車へのシフトやスマートフォン、タブレット端末の需要増加により更なる受注増加が期待できるため、今般、生産能力拡大を目的とした工場増設を計画しました。

計画にあたり、「地域未来投資促進法」に基づき、地場産業である紙関連産業等の成長を推進する愛媛県に対して「地域経済牽引事業計画」を申請し、「地域経済牽引事業者」として承認を受けました。

日本公庫は、同社が地域経済牽引事業を実施することは地域経済への大きな波及効果があると判断し、伊予銀行と連携して、製造装置製造工場の増設に必要な設備資金について、地域活性化・雇用促進資金(地域経済牽引事業関連)による協調融資を実行しました。



製品例

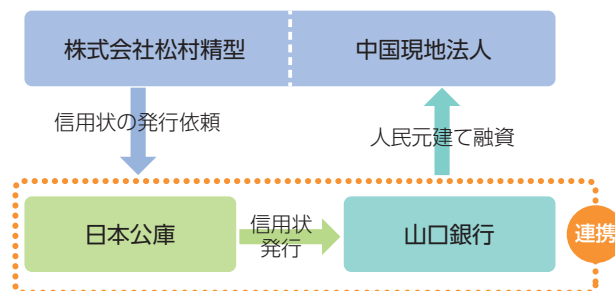


中国現地法人の受注拡大に必要な資金調達をSBLC制度で支援

株式会社松村精型は、日系大手自動車メーカー向けの金型部品及び変速機部品製造会社です。同社の中国現地法人(大連市所在)は平成15年に設立され、日系企業の高い品質要求に対応可能な技術力を有することや、機密管理が難しい中国において設計データ管理が徹底されていること等が評価され、日系大手自動車メーカーを主力取引先に業容を拡大してきました。

かかる中、経営強化法に基づく経営力向上計画の承認を中部経済産業局から受け、海外現地法人と一体になって経営力向上に取り組むとともに、中国現地法人において、受注拡大に対応するための運転資金が必要となり、現地流通通貨建ての資金調達を計画しました。

中小企業事業は、同社から資金調達の相談を受け、山口銀行の本店と連携し、スタンドバイ・クレジット制度を活用して同行の大連支店に対し信用状を発行。中国現地法人の人民元建て資金調達を支援しました。



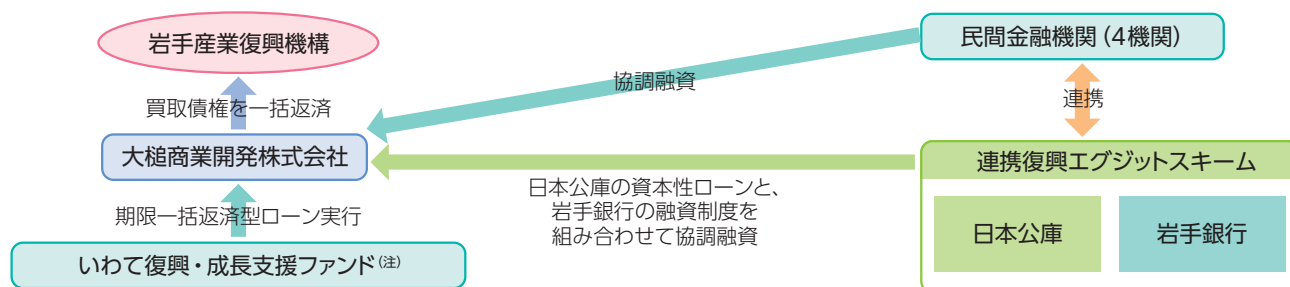
協調融資スキームを活用したエグジットファイナンスを実施

大槌商業開発株式会社は、岩手県大槌町と釜石市を主たる商圏とするショッピングセンター「シーサイドタウンマスト」を運営し、地元住民のインフラとしての重要な役割を担っていましたが、東日本大震災により甚大な被害を受け、長期休業を余儀なくされました。この状況に対し、岩手産業復興機構が債権買取支援を行ったほか、グループ補助金の活用等によって、平成23年12月にショッピングセンターの営業を再開しました。

同社は、営業再開後の企業努力等により早期の経営再建を実現したことから、自己資金と金融機関からの資金調達により、岩手産業復興機構の買取債権を一括返済することとしました。

盛岡支店中小企業事業は、当社の業績のみならず、大槌町にとっての復興のシンボルとしての位置づけや、地域経済における重要度なども勘案、岩手銀行との連携による「連携復興エグジットスキーム^(注)」を適用し、その他の支援金融機関とも協調して買取債権の一括返済資金について協調融資を行いました。

(注) 連携復興エグジットスキームは、岩手産業復興機構等の買取債権を一括返済してエグジットを図ろうとする被災企業の皆さまを岩手銀行の融資制度と日本公庫の資本性ローン等を活用してサポートする協調融資スキームです。



(注) 被災地域の復興・成長事業を行う事業者を支援するファンド。岩手銀行、DBJ、地域経済活性化支援機構が共同出資

民間金融機関との協調融資商品を活用して新工場建設を支援

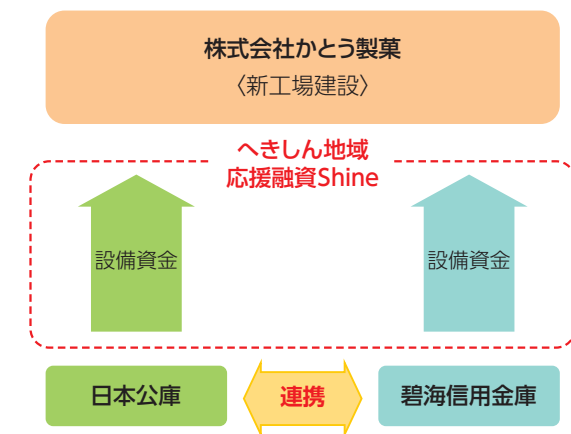
株式会社かとう製菓（愛知県西尾市）は、主にえびせんべい、ポテトスナック等を手掛ける菓子製造会社です。独自の製造ノウハウを有し、味・形状・模様など様々なニーズに対応できることを強みに土産物等を中心に全国のお菓子販売店に600種類以上のコラボ商品を納入しています。

かかる中、平成28年から生産を開始したポテトスナックの受注が増加していたことに加え、BCPの観点から生産拠点分散等を目的に、新たに三重工場（亀山市）を建設し生産能力拡充を図ることを計画しました。

岡崎支店中小企業事業は碧海信用金庫と連携のうえ、協調融資商品「へきしん地域応援融資Shine（シャイン）」^(注)を適用し、新工場建設資金について協調融資を実施しました。

(注) 平成30年6月に創業支援、経営革新推進等を目的に碧海信用金庫と覚書を締結しました。当協調融資商品は覚書に基づく業務連携事項として、両行で円滑に顧客支援を行うために創設したものです。

〈スキーム図〉



資本性ローンを活用した民間金融機関との協調融資により資金繰り・財務体質強化を支援

中小企業事業は、資本性ローン（「挑戦支援資本強化特例制度」）を活用し、民間金融機関と連携して協調融資を行うなど、新規事業や企業再建等に取り組む中小企業者の資金繰りと財務体質強化の支援を推進しています。本特例による債務については、金融検査上自己資本とみなすことができます。

挑戦支援資本強化特例制度（資本性ローン）の融資実績推移

年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
融資先数	767先	760先	666先
金額	567億円	551億円	468億円

企業成長における中小企業事業の貢献

公庫資金をご利用された方々が多くの分野でご活躍されています。

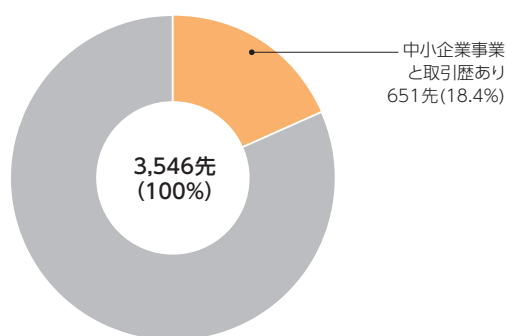
651先の取引企業が株式を公開

中小企業事業は、中小企業専門の政策金融機関として、中小企業者の皆さまの成長・発展を支援しています。これまで中小企業事業との取引を経て、株式の公開を果たした企業は、株式公開企業の約2割にあたる651先^(注)となっております。多くの方々がわが国を代表する企業として活躍されています。

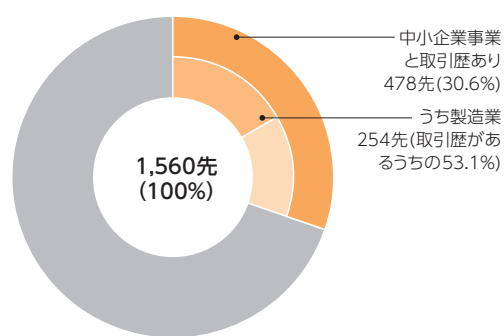
特に、平成元年以降については、中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業は478先^(注)と大幅に増加しており、同じ時期の株式公開企業の増加数である1,560先^(注)のうちの約3割を占めるに至っています。

(注) 先数は平成31年3月31日現在において株式を公開している企業数です(上場廃止、合併による消滅等を除く)。

中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業



中小企業事業と取引歴を有する株式公開企業 (平成元年以降)



(注) 日本公庫中小企業事業調べ。株式公開企業数は、平成31年3月31日現在。農林・水産、金融・保険及び外国企業を除きます。

公庫第一回取引から公開までの平均年数内訳 (平成元年以降)

業種	企業数	平均年数
製造業	254先	18年
物品販売業	86先	13年
サービス業	50先	13年
その他	88先	10年
合計	478先	15年

創業期に受けた価値ある融資

京セラ株式会社(東証一部上場)名誉会長 稲盛 和 夫

京セラ創業3年目の頃、当時専務だった私は、銀行に設備投資の資金を借りにいきましたが、担保もなく結局お金を借りることはできませんでした。最後に中小企業金融公庫を紹介され、是非にとお願いして支店長に会わせていただき、「我々は創業間もない零細なベンチャー企業です。私どもは創業初年度から10数%の利益を出しています。私の過去3年間の努力と実績を信用して何とか貸していただけませんか」と、とつとつとお願いをいたしました。暫くして支店長は、私の誠意が通じたのか、「わかりました。あなたがこれから融資を受けようとする設備を担保にお金を貸しましょう」と言ってくださいました。これまでの金融機関の常識では、大変リスクのある決断ですが、私を信じて持ち込み担保という方法での融資を決断された支店長の勇気に対し大変感激したことを覚えています。

40年ほど前、どの金融機関も相手にしてくれなかった私どもに人物本位で資金の貸付をしていただいた当時の支店長のご決断によって、今日の京セラが存在しております。

(出典)平成15年12月中小企業金融公庫発行「中小企業金融公庫五十年史」コラムより抜粋(寄稿者の役職名は寄稿当時のものです)。

公庫のイノベーションTree

(中小企業事業との取引を経て株式を公開した企業)



公庫 (中小企業事業) は、

企業の成長・発展を支援

中小企業事業のご案内2019 30

融資業務

高度化する時代の要請に“多様な融資”で対応しています。

資金の特徴

- 最長20年の長期でご利用いただけます。
- 固定金利ですから安心して事業計画が立てられます。
- 国の政策を実現するための多様な特別貸付をご用意しています。
- すべての直接貸付において、無担保貸付をご利用いただけます。
- 直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
- 中小企業者の皆さまの財務体質の強化を目的に、一定の要件のもとで、資本金性資金を供給する挑戦支援資本強化特例制度をご利用いただけます。
- ベンチャー支援を目的に、一定の要件のもとで、新株予約権の取得による資金供給を行っています。

対象業種と対象規模

中小企業事業をご利用いただける方は、以下のとおりです(※の業種を除く)。

対象業種	対象規模 ^(注1)
製造業 ^(注2) 、建設業、運輸業など	資本金3億円以下又は従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下
サービス業 ^(注3)	資本金5千万円以下又は従業員100人以下

(注1) 資本金又は従業員のいずれか(個人事業者の方は従業員)が該当すれば、ご利用いただけます。

(注2) 製造業のうち、ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業、工業用ベルト製造業を除く)は、資本金3億円以下又は従業員900人以下です。

(注3) サービス業のうち、旅館業は、資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業、情報処理サービス業は、資本金3億円以下又は従業員300人以下です。

※次の業種の方は中小企業事業の融資などの対象にはなりません(詳しくは窓口でご確認ください)。

- 農業
- 林業
- 漁業
- 金融・保険業(保険媒介代理業及び保険サービス業を除く)
- 不動産業のうち住宅及び住宅用の土地の賃貸業
- 非営利団体
- 一部の風俗営業
- 公序良俗に反するもの
- 投機的なもの など

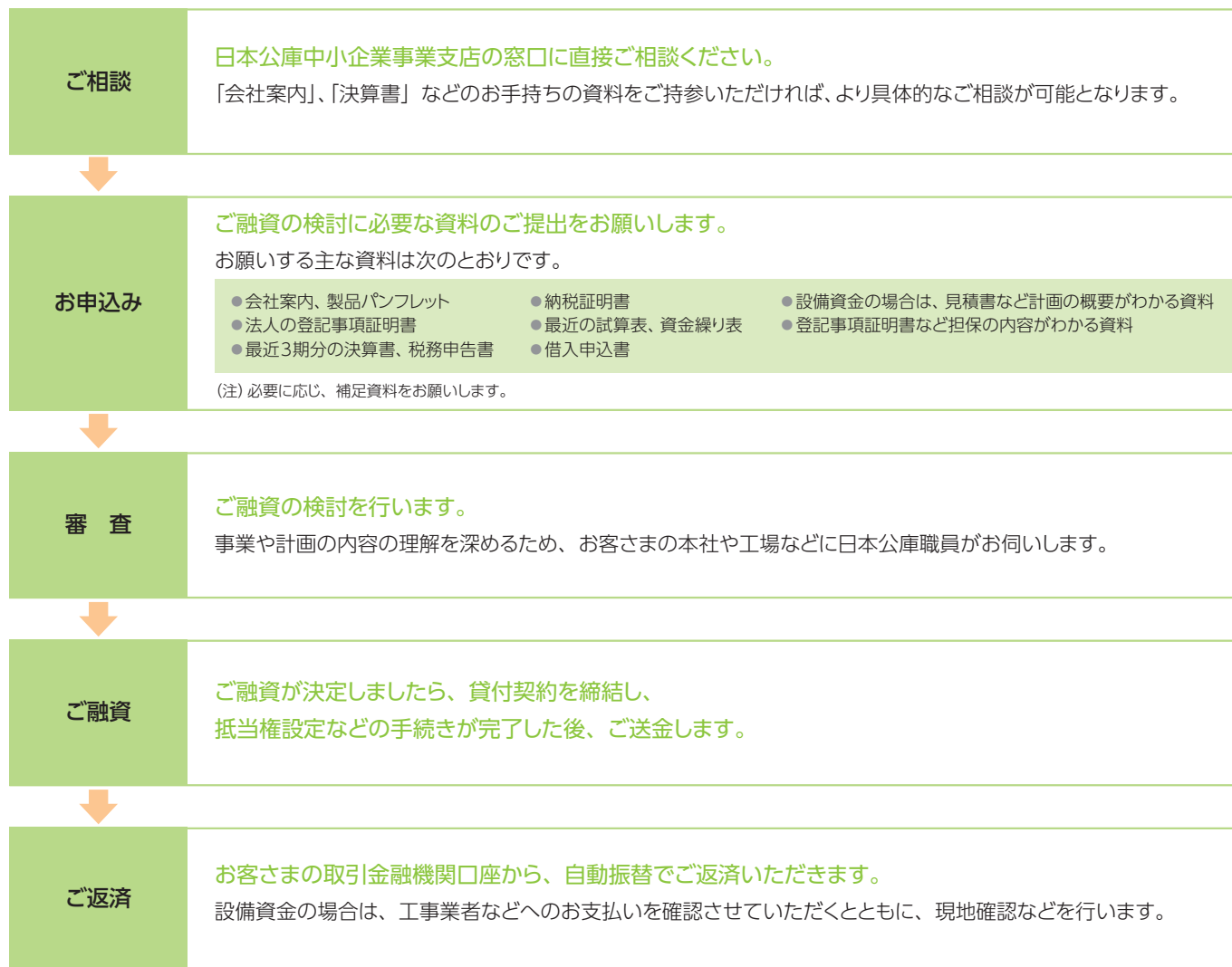
ご利用手続きの概要

中小企業事業の融資などには、公庫の営業店に直接お申し込みいただく「直接貸付」と、公庫の代理店にお申し込みいただく「代理貸付」があります。

● 直接貸付

お申込みから、審査、ご契約、資金のご送金など一切の手続きを全国の中小企業事業の支店で取り扱います。
また、経営課題解決の支援も行っています。

お申込みの方法と手順（直接貸付）



● 代理貸付

中小企業事業の資金を幅広くご利用いただくため、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合など、ほとんどの民間金融機関を代理店とし、その本・支店を通じて融資を行っています。お申込み、審査、ご契約などの手続きは代理店が行います。

(注) 代理店数は、466代理店(平成31年3月31日現在)です。

特別貸付

中小企業事業は、国の政策を金融面から誘導していくために設けられた「特別貸付」を積極的に推進しています。

特別貸付については、経済や社会環境の変化を踏まえ、その時々の方政策的課題や中小企業者の皆さまのニーズに応じて、制度の創設、改廃などを機動的に実施しています。

経済・社会構造の変革に前向きに対応する中小企業者の皆さまに対しては、創造的な事業活動を支援する「新事業育成資金」、起業家の再チャレンジを支援する「再チャレンジ支援融資（再挑戦支援資金）」、経営革新、新連携及び地域資源の活用への取組みを支援する「新事業活動促進資金」、ものづくり基盤技術の高度化等への取組みを支援する「企業活力強化資金」などをご用意しています。

また、中小企業者の皆さまのセーフティネットの役割を果たすための「セーフティネット貸付」、事業再生を支援する「企業再生貸付」、東日本大震災による被害からの復興を支援する「東日本大震災復興特別貸付」、平成28年熊本地震による被害からの復興を支援する「平成28年熊本地震特別貸付」、平成30年7月豪雨による被害からの復興を支援する「平成30年7月豪雨特別貸付」など、経済・金融環境の急激な変化への中小企業者の皆さまの対応を支援する特別貸付に対しても積極的に取り組んでいます。

● 主な制度

新事業育成貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 ^(注)	新規性、成長性のある事業を始めて概ね5年以内(一定の要件を満たす方で、公庫が特に必要と認める場合は概ね7年以内)の方	6億円	(設備)20年 (運転)7年
女性、若者／シニア起業家支援資金	女性、若年者(35歳未満)又は高齢者(55歳以上)であって、新規開業して概ね7年以内の方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
再チャレンジ支援融資 ^(注) (再挑戦支援資金)	再チャレンジする起業家の方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
新事業活動促進資金	「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方、「農工商等連携計画」及び「地域産業資源活用事業計画」の認定を受けた方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
中小企業経営力強化資金 ^(注)	認定経営革新等支援機関の指導・助言又は「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

企業活力強化貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
企業活力強化資金	卸売業、小売業、サービス業等で特定の設備投資を行う方及びものづくり基盤技術の高度化を図る方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
IT活用促進資金	IT(情報技術)の普及及び変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報化投資を行う方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
海外展開・事業再編資金	経済の構造的変化に適応するために海外展開を行う方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)10年
地域活性化・雇用促進資金	特定の地域において一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
事業承継・集約・活性化支援資金 ^(注)	経済的又は社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
観光産業等生産性向上資金 ^(注)	おもてなし規格認証を取得した方やインバウンド消費需要の取り込みを図る方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
働き方改革推進支援資金 ^(注)	働き方改革や多様な人材の活用促進に取り組む方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

環境・エネルギー対策貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
環境・エネルギー対策資金	省エネルギー設備、特定の産業公害防止施設等を設置する方など	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年
社会環境対応施設整備資金	自ら策定したBCPIに基づき、防災に資する施設等の整備を行う方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)7年

セーフティネット貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
経営環境変化対応資金 ^(注)	一時的に売上高が減少、利益が悪化している方など	7億2千万円	(設備)15年 (運転)8年
金融環境変化対応資金 ^(注)	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	3億円(別枠)	(設備)15年 (運転)8年
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	1億5千万円(別枠)	(運転)8年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

企業再生貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
事業再生支援資金 ^(注)	〈アーリーDIP〉 民事再生法の再生手続開始の申立てを行って認可決定前の方	7億2千万円	1年
	〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受けた方など		(設備)10年 (運転)5年
企業再建資金 ^(注)	経営改善又は経営再建等に取り組む方	7億2千万円	(設備)20年 (運転)20年

(注)直接貸付のみの取扱いとなります。

東日本大震災復興特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
東日本大震災復興特別貸付 ^(注)	東日本大震災により被害を受けた方	7億2千万円(別枠) 3億円(別枠)	(設備)20年 (運転)15年

(注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

平成28年熊本地震特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
平成28年熊本地震特別貸付 ^(注)	平成28年熊本地震により被害を受けた方	7億2千万円(別枠) 3億円(別枠)	(設備)20年 (運転)15年

(注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

平成30年7月豪雨特別貸付

資金名	ご利用いただける方(概要)	直接貸付の融資限度額	融資期間(最長)
平成30年7月豪雨特別貸付 ^(注)	平成30年7月豪雨により被害を受けた方	7億2千万円(別枠) 3億円(別枠)	(設備)20年 (運転)15年

(注)一部直接貸付のみの取扱いとなります。

■上記の他、災害復旧貸付の融資制度があります。

具体的な適用要件や特別利率など、詳細は営業窓口にお問い合わせください。

資本性ローン

中小企業事業では、平成20年度から新規事業や企業再建などに取り組む中小企業の財務体質強化を図るために、資本性資金を供給する「挑戦支援資本強化特例制度」(資本性ローン)を、平成23年度から「震災復興支援資本強化特例」を導入しました。

挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

ご利用いただける方	直接貸付において、新企業育成貸付、企業活力強化貸付(一部の制度を除く。)又は企業再生貸付(一部の制度を除く。)を利用される方で、地域経済の活性化のために、一定の雇用効果(新たな雇用又は雇用の維持)が認められる事業、地域社会にとって不可欠な事業、技術力の高い事業などに取り組む方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。)					
特例の内容	利用限度	1社あたり3億円				
	利率	貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。				
		再生型	融資期間 15年：	5.50%	3.35%	0.45%
			融資期間 10年：	5.45%	3.30%	0.45%
		新事業型	融資期間 7年：	5.40%	3.25%	0.45%
			融資期間 5年1ヵ月：	5.30%	3.15%	0.45%
融資期間 15年：			5.45%	3.75%	0.45%	
融資期間 10年：			5.00%	3.40%	0.45%	
融資期間 7年：			4.65%	3.15%	0.45%	
融資期間 5年1ヵ月：	4.00%		2.70%	0.45%		
融資期間	15年・10年・7年又は5年1ヵ月(期限一括償還)					
担保・保証人	無担保・無保証人					
その他	◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。 ◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。					
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。 ◆四半期ごとの経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。					

震災復興支援資本強化特例

ご利用いただける方	東日本大震災復興特別貸付制度を利用する方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要となります。)		
特例の内容	利用限度	既往残高にかかわらず7億2千万円	
	利率	貸付後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3.60%、0.40%の2区分の利率が適用されます。	
	貸付期間	10年	
	その他	◆本特例による債務については、金融検査上自己資本と見なすことができます。 ◆本特例による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所でなされた場合、すべての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く。)に劣後します。	
特記事項	◆上記以外の貸付条件は、東日本大震災復興特別貸付で定められています。 ◆四半期ごとの経営状況のご報告などを含む特約を締結していただきます。 ◆公庫が適切と認める事業計画書を提出していただきます。		

公庫融資借換特例制度

ご利用いただける方	セーフティネット貸付制度の経営環境変化対応資金及び金融環境変化対応資金、東日本大震災復興特別貸付制度、平成28年熊本地震特別貸付制度、平成30年7月豪雨特別貸付制度、企業再生貸付制度の企業再建資金又は企業活力強化貸付制度の事業承継・集約・活性化支援資金を利用する方(本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、中小企業事業の審査が必要になります。)		
特例の内容	資金使途	適用した特別貸付制度に定める資金使途(長期運転資金に限る)に加え、既往公庫融資の借換資金を含みます。	
	利率	◆適用した特別貸付制度に定める利率 ◆ただし、借換部分については、借換対象の貸付口の加重平均金利 ^(注) が融資時の基準利率を上回る場合は、加重平均金利を適用します。一定の要件に該当する場合は、適用利率をもとに計算した加重平均金利、適用した特別貸付制度の上限金利や貸付利率の控除が適用されます。 (注)金銭消費貸借契約証書上の利率(平成23年4月1日以降は条件違反時利率)をもとに計算。	
	融資期間 (最長)	セーフティネット貸付制度	8年以内(うち据置期間原則1ヵ月以内)
		東日本大震災復興特別貸付 平成28年熊本地震特別貸付 平成30年7月豪雨特別貸付	15年以内(うち据置期間原則1ヵ月以内)
		企業再生貸付制度の企業再建資金	20年以内(うち据置期間原則1ヵ月以内)
		企業活力強化貸付制度の 事業承継・集約・活性化支援資金	7年以内(うち据置期間原則1ヵ月以内)
特記事項	◆原則として、既往公庫融資の借換のほか、新規融資の利用が必要です。 ◆既往の融資については一部借換の対象にできないものもあります。 ◆借換部分に対する融資金額は、借換対象口ごとに10万円未満の端数を切り捨てた金額となります。 ◆上記以外の貸付条件は、各特別貸付で定められています。		

5年経過ごとと金利見直し制度、期限前弁済手数料制度

● 5年経過ごとと金利見直し制度

最終期限まで契約時の金利を適用する方法と、契約時から5年経過ごとに金利を見直す方法のいずれかをご契約の際にご選択いただけます。

● 期限前弁済手数料制度

期限前にお客さまの都合で借入金の全部又は一部を返済される場合には、期限前弁済手数料をお支払いいただけます。

(注)中小企業事業の承諾がない場合、手数料をお支払いいただけない場合には、期限前の返済はできません。

貸付債権・社債の証券化(自己型)

中小企業事業では、平成16年7月から、CLO(ローン担保証券：貸付債権を裏付けとする資産担保証券)、CBO(債券担保証券：社債を裏付けとする資産担保証券)の発行を前提とした無担保での貸付・社債の引受けによる資金供給を行っています。

信用保険業務

信用保証制度をバックアップすることにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの資金調達の円滑化と多様化を促進しています。

信用保険業務の特徴

- 政策目的に応じて各種の保険が設けられています。
- 経済・金融環境の構造変化に対応して制度の拡充を図っています。
- 急激な環境変化に即応して特例措置をタイムリーに実施しています。

中小企業信用保険

● 保険の引受

信用保証協会が行った保証が一定の要件を備えていれば、その保証に保険関係が自動的に成立します。これにより、中小企業事業は保険責任を引き受け、その対価として信用保証協会から保険料の支払いを受けます。

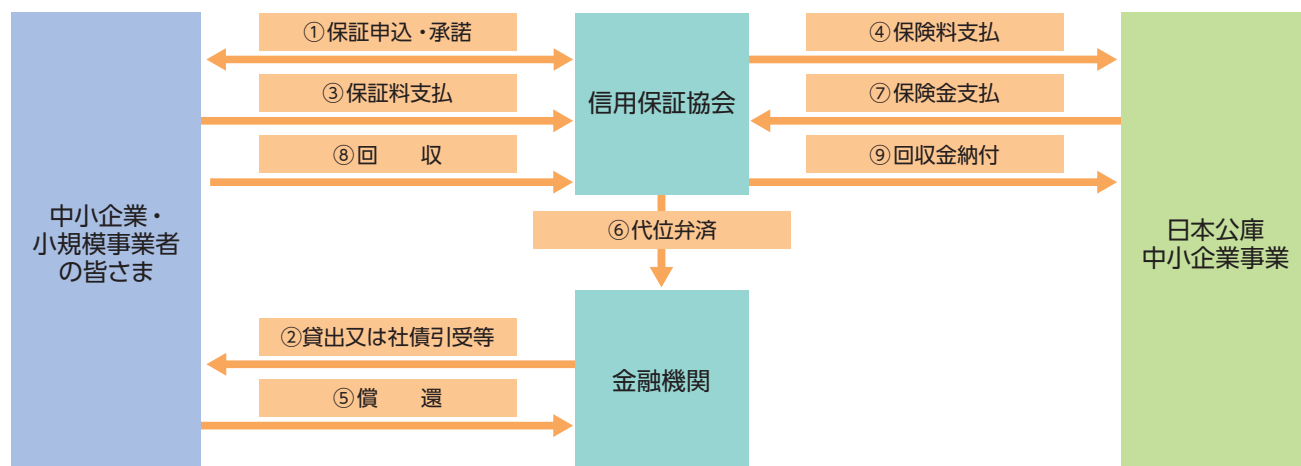
● 保険金の支払

中小企業・小規模事業者の皆さまが金融機関に借入金の返済又は社債の償還などができなくなったときは、信用保証協会は中小企業・小規模事業者の皆さまに代わって金融機関に弁済（代位弁済）します。この弁済を保険事故として、中小企業事業は信用保証協会に対して保険金（代位弁済額の70%、80%又は90%）を支払います。

● 回収金の納付

信用保証協会は、保険金の支払いを受けた後、代位弁済により取得した求償権の回収に努め、その回収があったときは、受領した保険金の割合に応じた金額を中小企業事業に納付します。

信用補完制度の流れ



(注)①～⑤は、保証申込から償還までの流れを示しています。⑥～⑨は、事故が発生した場合における代位弁済以降の流れを示しています。

● 一般関係保険

保険種類	対象企業者	対象資金	付保限度額	てん補率	保険料率(年)
普通保険	中小企業者 ^(注1)	事業資金	2億円(組合4億円)	70%	0.25%～1.69% ^(注5)
無担保保険	中小企業者	事業資金(無担保)	8,000万円	80%	0.25%～1.69% ^(注5)
特別小口保険	小規模企業者 ^(注2)	事業資金(無担保・無保証)	2,000万円	80%	0.40%
流動資産担保保険	中小企業者	事業資金(流動資産のみ担保)	2億円	80%	0.46%
公害防止保険	中小企業者	公害防止関係資金	5,000万円(組合1億円)	80%	0.97%
エネルギー対策保険	中小企業者	エネルギー対策関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
海外投資関係保険	中小企業者	海外投資関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
新事業開拓保険	中小企業者	新事業開拓関係資金	2億円(組合4億円)	80%	0.97%
事業再生保険	再生中小企業者 ^(注3)	事業再生資金	2億円	80%	1.69%
特定社債保険	中小企業者 ^(注4)	事業資金	4億5,000万円	80%	0.25%～1.69% ^(注5)
特定支払契約保険	中小企業者	特定支払債務	10億円	70%	0.25%～1.69% ^(注5)

(注1) 資本金3億円(小売業・サービス業5,000万円、卸売業1億円)以下の会社並びに従業員300人(小売業50人、卸売業・サービス業100人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(会社及び個人のうち、宿泊業等を行うものは政令で定める従業員数以下)並びに中小企業等協同組合等であって特定事業を行うものをいいます。

(注2) 従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の会社、個人及び特定非営利活動法人(会社及び個人のうち、宿泊業等を行うものは政令で定める従業員数以下)並びに事業協同小組合等であって特定事業を行うものをいいます。このうち、省令で定める要件を備えているものが特別小口保険の対象企業者となります。

(注3) 中小企業者のうち、再生計画又は更生計画の認可の決定が確定した後3年を経過していないものをいいます。

(注4) 特定社債保険の対象となる中小企業者については、省令で定める要件を備えていることが必要です。

(注5) 中小企業者の財務内容その他の経営状況に応じた9区分の料率となっています。

● 特例措置

特例措置とは、特定の政策目的を推進するために設けられているもので、一般の保険に比べ保険条件が優遇されています。

平成31年3月31日現在、48種類の特例措置が設けられており、これらの特例措置をタイムリーに実施することにより、中小企業・小規模事業者の皆さまの緊急の資金調達を支援しています。

信用保証協会に対する貸付

中小企業事業は、信用保証協会に対する貸付を行い、信用保証協会が当事業からの借入金を地方公共団体からの借入金などとともに金融機関に預託することにより、金融機関による中小企業・小規模事業者の皆さまに対する信用保証付き貸出しの促進などを図ることとしています。

破綻金融機関等関連特別保険等業務

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、信用保証協会が行う破綻金融機関等の融資先である中堅企業の皆さまの金融機関からの事業資金の借入に係る債務の保証(中堅企業特別保証)についての保険を行うものです(平成10年12月業務開始)。

破綻金融機関等関連特別保険等業務は、中小企業信用保険の対象とならない中堅企業の皆さまに対しても信用保証協会の保証を利用して資金調達を行う途を開き、取引先金融機関の破綻により金融取引に支障が生じている中堅企業の皆さまの資金調度をバックアップしています。

機械保険経過業務

平成15年4月、「機械類信用保険法」(昭和36年法律第156号)が廃止されたことに伴い、平成15年度から機械類信用保険の新規引受けを停止しており、現在は既に成立している保険関係に係る保険金の支払い、回収金の収納などの業務(機械保険経過業務)を行っています。

証券化支援業務

証券化の手法を活用し、中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給を積極的に支援しています。

証券化支援業務の特徴

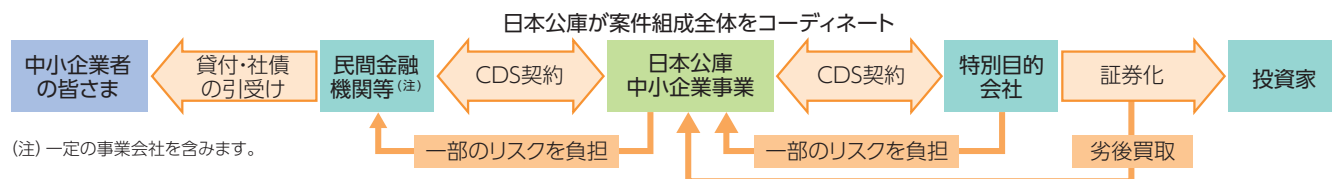
- 証券化の手法を活用して、民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保資金の円滑な供給、中小企業者の皆さまの資金調達手段の多様化を支援しています。
- 中小企業事業が信用リスク、審査、証券化事務などを適切に負担することにより、民間金融機関等にとって利用しやすい仕組みを提供しています。
- 中小企業CLOの組成により、証券化市場の育成・発展に貢献しています。

買取型

買取型には、証券化を前提とした中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等を複数の民間金融機関等から中小企業事業が譲り受け証券化するキャッシュ方式とCDS契約^(注)を活用し、債権譲渡せずに貸付債権等の信用リスクのみを投資家等に移転するシンセティック方式があります。分散効果や規模のメリットによるリスクの低減を図り、単独での証券化が困難な地域金融機関等の中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化を促進するものです。

(注) クレジット・デフォルト・スワップ契約の略。債権自体を移転することなく信用リスクのみを移転するクレジット・デリバティブ取引の一種。参照債務（ここでは中小企業者の皆さま向け無担保貸付）にデフォルトが発生した場合、あらかじめ合意した内容により、契約当事者の一方が相手方に対して損害補填金を支払うことを約し、その対価として相手方から保険料（プレミアム）を受け取る契約。

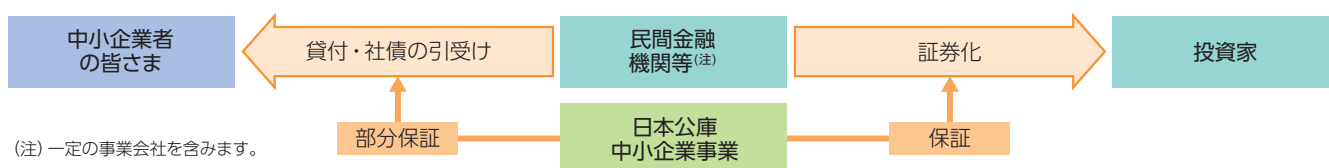
証券化支援業務【買取型（シンセティック方式）】の仕組み



保証型

保証型は、証券化を前提とした民間金融機関等による中小企業者の皆さまへの無担保貸付債権等に対して、中小企業事業が部分保証（上限7割）を行う、又は証券化商品の保証を行うことで、民間金融機関等のリスクを軽減し、民間金融機関等が自ら行う中小企業者の皆さま向けの貸付債権等の証券化等を支援・促進するものです。

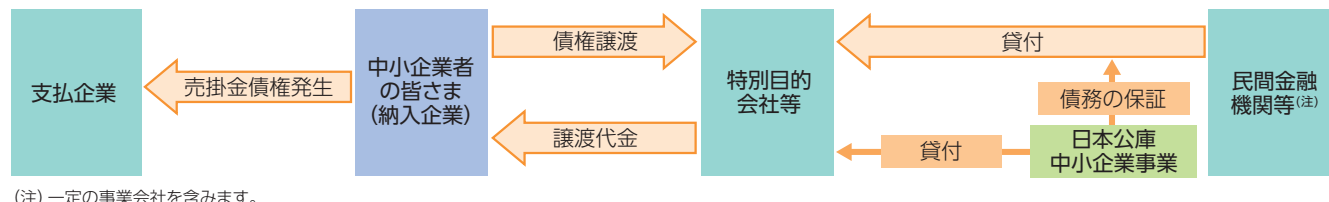
証券化支援業務【保証型】の仕組み



売掛金債権証券化等

売掛金債権証券化等は、民間金融機関等による特別目的会社への貸付債権に対して中小企業事業が保証を付すことや、当事業が特別目的会社向けの貸付を行うことなどにより、民間金融機関等が行う中小企業者の皆さま（納入企業）の売掛金債権の証券化等を支援・促進するものです。

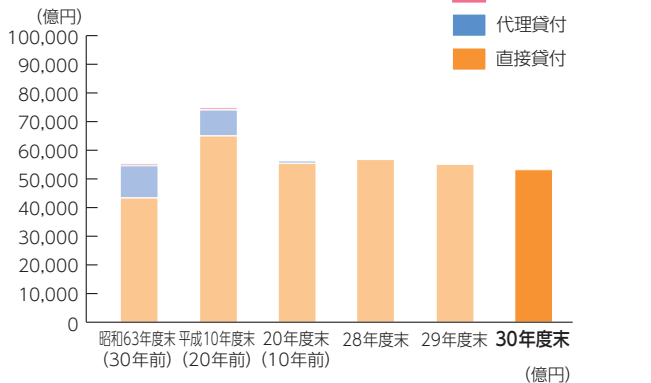
証券化支援業務（売掛金債権証券化等）の仕組み



実績資料

● 融資業務の状況

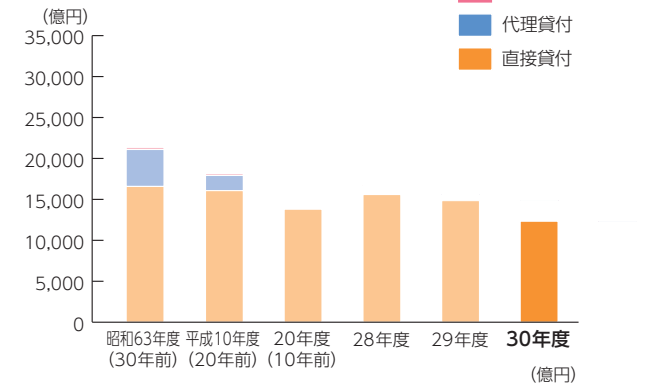
融資残高の推移



年度	直接貸付	代理貸付	設備貸与・投資育成
昭和63年度末 (30年前)	43,345	11,234	749
平成10年度末 (20年前)	64,989	9,037	943
20年度末 (10年前)	55,421	846	125
28年度末	56,764	80	12
29年度末	55,071	62	8
30年度末	53,215	49	4

(注) 平成13年度以降の直接貸付残高には取得した社債の残高を含みます。

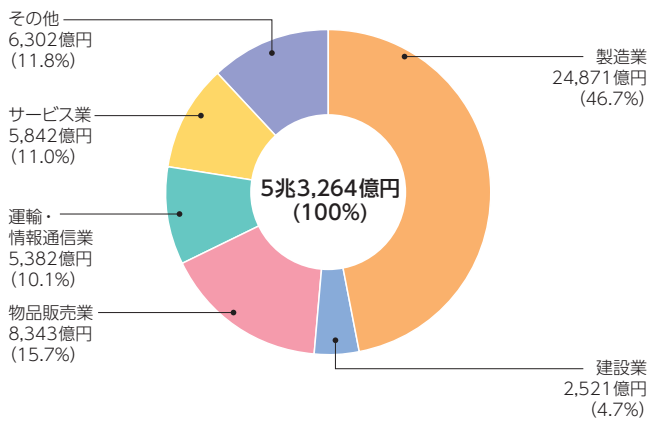
融資実績の推移



年度	直接貸付	代理貸付	設備貸与・投資育成
昭和63年度 (30年前)	16,578	4,513	259
平成10年度 (20年前)	16,068	1,852	227
20年度 (10年前)	13,798	16	25
28年度	15,594	—	—
29年度	14,850	—	—
30年度	12,331	0	—

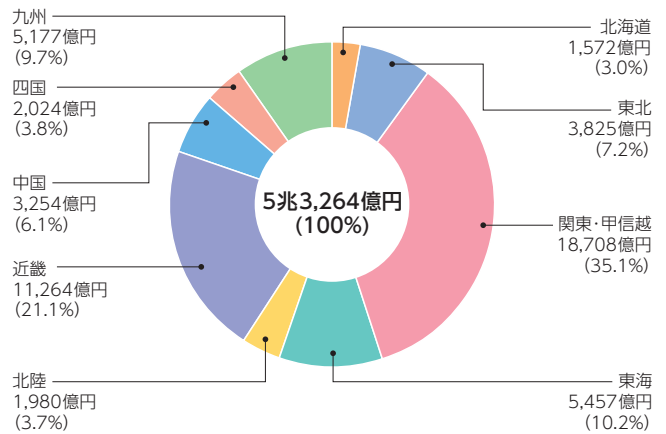
(注) 平成13年度以降の直接貸付には取得した社債の引受額を含みます。

業種別の融資残高 (平成30年度末)



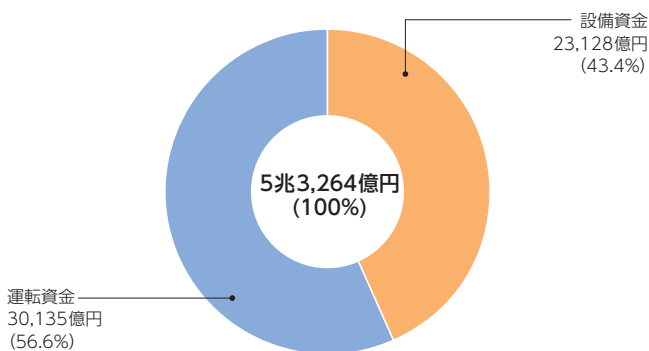
(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

地域別の融資残高 (平成30年度末)



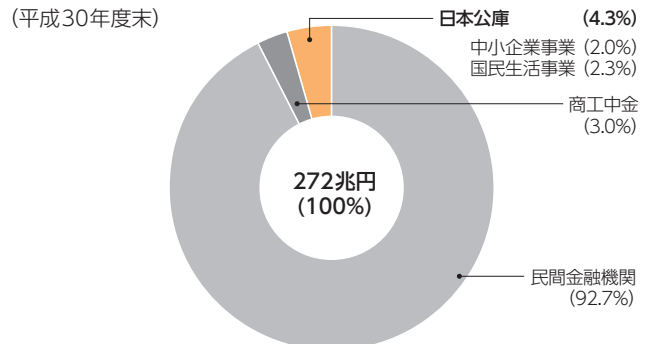
(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

設備・運転資金別の融資残高 (平成30年度末)



(融資残高には、社債を含みます。総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものの内訳です。)

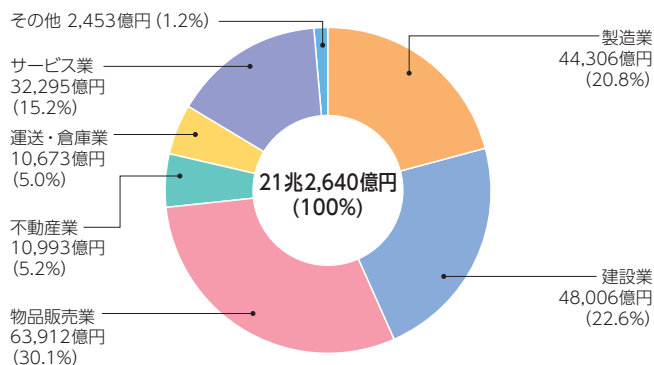
(参考) 中小企業向け融資残高に占める日本公庫の割合 (平成30年度末)



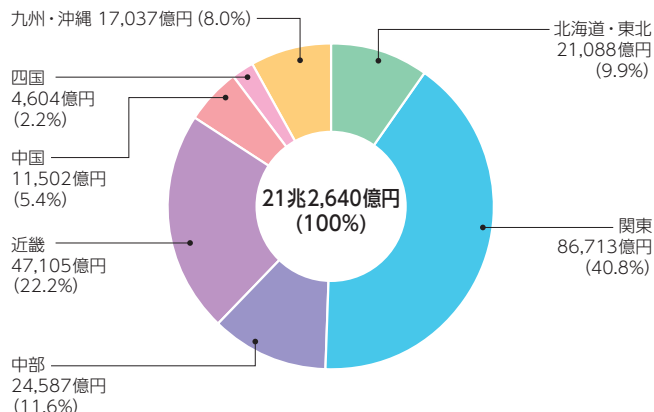
(注) 1.日本公庫中小企業事業の融資残高は、総融資残高から設備貸与機関貸付及び投資育成会社貸付を除いたものです。
2.日本公庫国民生活事業の貸付残高は、普通貸付と生活衛生貸付の合計としています。
3.商工中金の貸付残高には、オフショア勘定にかかる貸出金及び信用組合代理貸付を含みません。
4.民間金融機関の貸付残高は、都銀、信託銀、地銀、第二地銀、信用金庫の合計で、信用組合等を含みません。
(資料) 日本銀行「金融経済統計月報」ほか

● 信用保険業務の状況(中小企業信用保険)

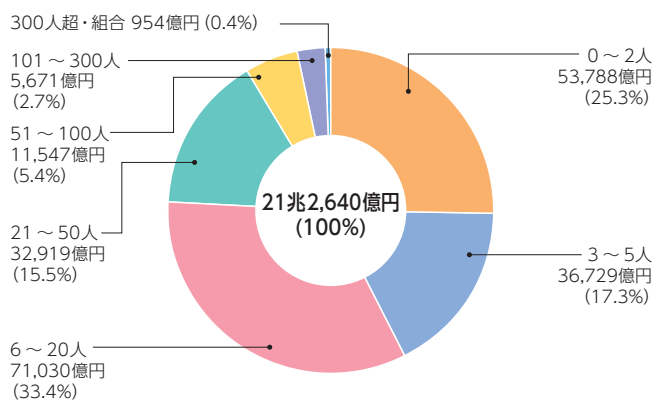
業種別の保険引受残高 (平成30年度末)



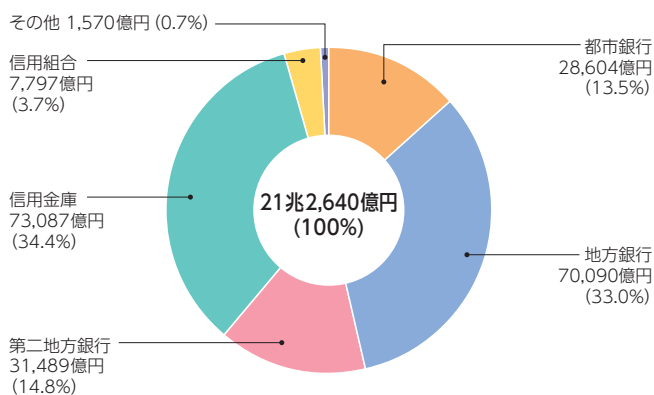
地域別の保険引受残高 (平成30年度末)



従業員規模別の保険引受残高 (平成30年度末)

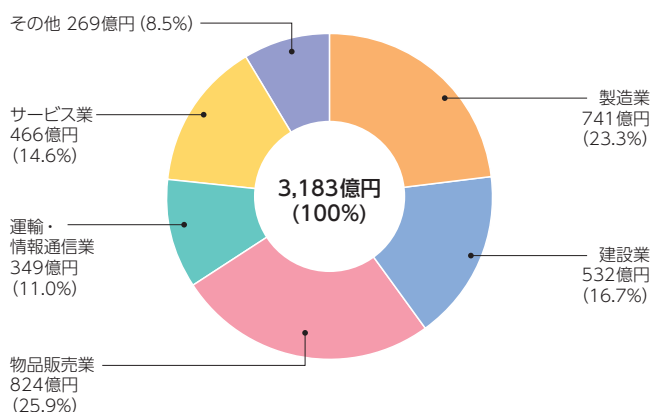


金融機関業態別の保険引受残高 (平成30年度末)

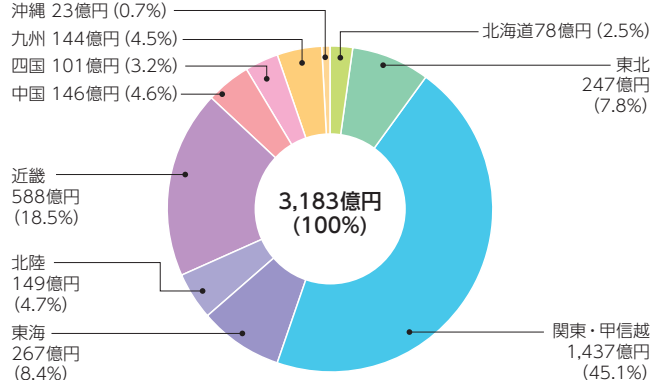


● 証券化支援業務の状況(買取型及び保証型)

業種別の資金供給状況 (平成16～30年度)



地域別の資金供給状況 (平成16～30年度)

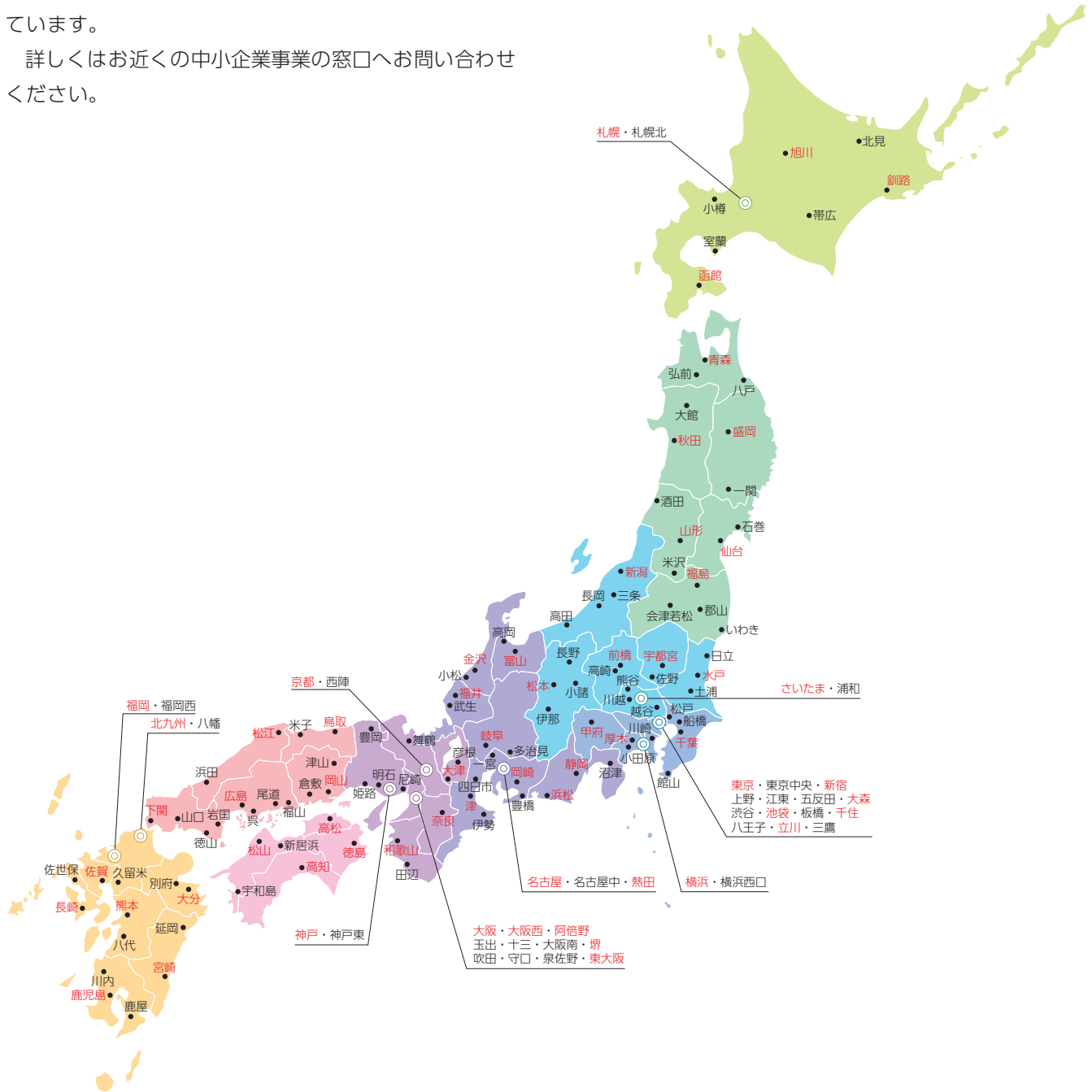


店舗地図

日本公庫中小企業事業では、以下の支店(赤字)でご融資の相談を承っているほか、事業資金相談ダイヤルにおいても電話相談を承っています。

また、それ以外の支店(黒文字)でも、中小企業事業の専門職員が定期的に出張するなど融資制度の情報提供を行っています。

詳しくはお近くの中小企業事業の窓口へお問い合わせください。



※ 赤文字は、中小企業事業の専門職員が常駐する支店（令和元年7月現在）

行こうよ！公 庫

事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

バンコク駐在員事務所：（連絡先） 66-2-252-5496

上海駐在員事務所：（連絡先） 86-21-6275-8908

